

「山梨県新事業創出促進に関する基本構想」の趣旨を踏まえ、技術、人材その他の本県に蓄積された産業資源を活用しつつ、創業や新商品の生産若しくは新役務の提供、事業の方式の改善その他の新たな事業の創出を促進するため、地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自立的発展を促す事業環境を整備する事業に要する経費の一部を負担することにより、地域ベンチャー中小企業等の新たな事業の創出を促進し、もって活力ある経済社会を構築していくことを目的とする。

(ii) 補助団体の名称

(財)やまなし産業支援機構

(iii) 補助の根拠

山梨県地域産業総合支援事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格、内容

補助事業の目的にあるとおり(財)やまなし産業支援機構に対する補助事業の経費負担である。

平成12年度創設で、終期設定はない。補助率は、国2分の1、県2分の1の消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	85,001	74,724
平成13年度	66,000	65,893
平成14年度	61,690	61,659

(vi) 監査の結果

補助事業計画の策定を適切に行うべきもの

地域新事業資源発掘交流連携事業のうち、下表の5事業についてみると、申請時の予定と実績が大きく異なるものがある。

(v) 補助金額

(単位:千円)

補助事業各項目名	申請時(円)	実績(円)	対予算比
ベンチャープラザやまなし	909,100	119,126	13.1%
OJT県内企業技術研修事業	2,880,000	135,417	4.7%
OJFT派遣研修事業	3,000,000	11,207,091	373.6%
ビジネスアドバイザー派遣事業	5,130,000	1,487,166	29.0%
研究開発人材育成事業	3,404,000	662,480	19.5%

特にベンチャープラザやまなし、OJT県内企業技術研修事業については、ほとんど事業の遂行が無いと言っていいほどの実績であり、事業計画の策定に問題があるといえ、実行可能性を加味した計画を策定すべきである。

県の説明によると、この変更は、事業全体を4区分(1新事業創出支援体制強化事業、2地域新事業資源発掘交流連携事業、3新事業推進企画・調査事業、4新事業支援施設強化事業)したうちの第2区分の中の事業間の変更で、「要綱」いう知事の承認を要する変更に当たるとは考えられないことである。

しかしながら、事業によっては計画額に対して95.3%の削減をしながら変更手続きを要しないとする解釈は疑問なしとしない。
補助制度は、公金の支出による助成であることを踏まえ、補助金交付規則並びに交付要綱の規定の趣旨を改めて確認しながら補助金関係事務に従事する必要がある。

(6) 富士川地域地場産業振興センター運営費補助金

(工業振興課)

(i) 補助事業等の目的

県の策定した地場産業ビジョンに基づいて、(財)山梨県富士川地域地場産業振興センターが行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、地場産業および伝統産業の振興を図ることを目的とする。

(ii) 補助団体の名称及び概要

(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター

岐南地域(西八代郡、南巨摩郡の2郡11町)の地場産業(印章、和紙、硯等)の振興を図ることを目的として設立された法人で、県、町村、地場産業関係団体、商工指導団体をもつて組織したもの。

(iii) 補助の根拠

(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター運営費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格、内容

補助目的にあるとおり当該地場産業センターに対する経費負担である。
昭和62年創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	21,957	21,957
平成13年度	22,147	22,147
平成14年度	41,163	39,742

(vi) 監査の結果

補助対象経費以外の用途に補助金を当てる扱いとなっているもの
平成14年度、山梨県職員の給与が減額して改定されたことに伴い、財団固有職員の給与も改定された。それに伴い、県からの派遣職員にかかる給与減額相当分は補助金の返還処置をしているが、固有職員にかかる減額分を減額償却引当預金に充当する扱いとして

いる。

しかしながら、減価償却引当預金の支出は補助対象経費の表には記載されていない。他の市町村を含めたところで割合に応じて補助金の額が決定するので補助金の精算が難しい、また、将来の施設の修繕のために資金留保したい等の事情があることであるが、補助要綱に定める補助対象経費以外の用途に補助金を充当する扱いとなっている。

この種の場合の取り扱いについて検討されたい。

(7) 山梨県郡内地域地場産業振興センター補助金

(工業振興課)

(i) 補助事業等の目的

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センターが行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、地場産業の振興を図ることを目的とする。

(ii) 補助団体の名称及び概要

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

郡内地域(富士吉田市、大月市、都留市13町村)の地場産業(織維、織物、家具、工芸、民芸等)の振興を図ることを目的に設立された法人で、県、市町村、地場産業関係団体、商工指導団体をもって組織されたもの。

(iii) 補助の根拠

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格、内容
補助目的にあるとおり当該地場産業センターに対する経費負担である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	22, 503	22, 503
平成13年度	22, 081	22, 081
平成14年度	43, 975	41, 725

(vi) 監査の結果

補助額の決定に当たり留意すべきもの

補助金のうち運営費の分について余剰分を次期繰越支差額としている。この次期繰越収支差額は翌期に経営安定預金支出で処理される。

他の市町村を含めたところで割合に応じて補助金の額が決定するので、補助金の精算が難しい、また将来の施設の修繕のために資金留保したいという事情があるが、補助の目的が経費負担である以上利益留保(経営安定預金での資金のプール)されるべきではなく、本来は交付元にそれぞれ返還すべきものである。

当期に経営安定預金の取崩収入が8, 400, 000円あり次期繰越支差額が693, 936円なので(差額7, 706, 064円分経費負担のための補助金が少なくなる)、当期は実質的に補助金を返還しているといえるが、依然として経営安定引当預金の残高は平成15年3月31日時点で12, 044, 352円ある。

(8) 山梨県甲府・国中地域地場産業センター振興費(運営費)補助金 山梨県郡内地域地場産業センター補助金(再掲)

(工業振興課)

(i) 補助事業等の目的

地場産業センターの管理運営に要する経費を補助する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

財団法人山梨県甲府・国中地域地場産業センター

(県:10, 000千円、市町村:13, 000千円、業界団体:7, 000千円)

財団法人山梨県富士川地域地場産業センター

(県:14, 200千円、町:14, 200千円、業界団体:1, 600千円)

財団法人山梨県郡内地域地場産業センター

(県:13, 950千円、市町村:13, 950千円、業界団体:2, 100千円)

地場産業振興センターの設置・運営を行うことを目的として、県と地元市町村が出資して設立した団体。

(iii) 補助の根拠

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業センター振興費(運営費)補助金交付要綱

(財)山梨県富士川地域地場産業センター運営費補助金交付要綱

(財)山梨県郡内地域地場産業センター補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格、内容

スタートは、甲府・国中地域が昭和61年度、富士川地域が昭和62年度、郡内地域が平成5年度である。
いずれも、その際に出された「地場産業振興ビジョン」をベースに発足したもので、地場産業振興に係る財團の運営費補助である。

甲府・国中昭和61年度、富士川昭和62年度、郡内平成5年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的県単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	甲府・国中 4, 823 富士川 21, 957 郡内 22, 503	甲府・国中 4, 422 富士川 21, 957 郡内 22, 503
	甲府・国中 0 富士川 22, 147 郡内 22, 081	甲府・国中 0 富士川 22, 147 郡内 22, 081
平成13年度	甲府・国中 16, 235 富士川 41, 163 郡内 43, 975	甲府・国中 14, 737 富士川 39, 742 郡内 41, 725

(vi) 監査の結果

補助要綱の内容につき調整を要するもの

補助の趣旨が地場産業の振興という共通のものでありながら、補助要綱の表現に差があるものが見受けられた。

地場産業振興施策の総合的な把握・判断に支障となり、補助団体間の扱いに統一が取れない原因にもなる恐れがある。

要綱の統合ないしは表現の統一を図るべきである。

つき補助する。

創設年次は不明で終期設定はない。定額補助で、消費的県単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	6, 000	6,000
	6, 000	6,000
平成13年度	29,563	29,556

(vi) 監査の結果

補助事業に係る支払につき指導すべきもの

社団法人山梨県観光物産連盟では、平成14年度末で3件1, 710, 000円の未払金を計上している。その内2件920, 000円は4月、5月に支払が行なわれているが、他の1件790, 000円は監査日(10月2日)においても支払が行なわれていない。

請求書受領(平成15年3月31日)後6ヶ月もの間支払が行なわれていないのは正常な取引とはいがたく、補助事業の執行にあたっては適時適切に行うよう指導すべきである。

(10) 山梨県観光物産連盟特別事業補助金

(観光課)

(i) 補助目的

全国屈指の武者祭りとして育成し、誘客の促進を図るため。

(ii) 補助団体の名称及び概要

社団法人山梨県観光物産連盟

概要については(8)と同じ

(iii) 補助の根拠

山梨県補助金等交付規則

山梨県観光物産連盟一般事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金等の性格

信玄公祭り実行委員会及び各地方行事に対し運営費補助としている。

昭和52年創設で、終期設定はない。定額補助で、消費的県単独補助金である

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	40,100	40,100
平成13年度	36,809	36,809
平成14年度	36,858	36,858

(vi) 監査の結果

補助金交付要綱を定めるべきもの

この補助金は、社団法人山梨県観光物産連盟に昭和52年度より信玄公祭り実行委員会及び各地方行事の運営費補助として交付されているものである。
補助の根拠は、山梨県補助金等交付規則に基づいており、補助金交付要綱が作成されていない。

補助行政を適正に実施するため交付要綱を定めるべきである。

(11) 山梨県職業能力開発協会費補助金

(職業能力開発課)

(i) 補助事業等の目的

認定職業訓練及びその他の職業訓練の普及推進事業並びに技能検定試験の実施及びその他技能検定試験に関する業務の実施に要する経費を助成し、職業訓練及び技能検定の普及促進を図る。

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨県職業能力開発協会

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。)の定める団体で、同法で定める事業の実施団体として位置付けられている。

(iii) 補助の根拠

山梨県職業能力開発協会費補助金交付要綱
技能向上奐策費補助金交付要綱(国要綱)、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省

令第3号。)の定めに基づく。)

(iv) 補助金の性格、内容

国の制度関連のもの。

昭和54年度創設で、終期設定はない。補助率は、国2分の1、県2分の1で、消費的単額補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	51,220	50,396
平成13年度	49,456	49,440
平成14年度	47,506	47,506

(vi) 監査の結果

補助対象事業の範囲を超える用途に使用されているもの
平成14年度、協会は、「備品等購入積立金」に2,300,000円を積み立て、累計積立金額は、3,201,654円となっている。

山梨県職業能力開発協会費補助金交付要綱は、補助対象事業として「積立金」の造成を入れていない。

説明によると、山梨県職業能力開発協会は、昭和57年度決算で3,990,533円の剰余金

を計上し、そのうちの2,000,000円を「設備及び車両等購入準備金」に積み立て、1,990,533円を翌年度繰越の扱いとしている。その後、昭和58年4月1日に定めた「設備及び車両等購入準備積立金要綱」により、各年度の決算時点で剰余金が出た場合に、技能検定に使用する高額備品の調達のための積立金である。

しかししながら、国は、「技能向上奐策費補助金交付要綱」別表に定める事業とし、県は、「山梨県職業能力開発協会費補助金交付要綱」に定める事業を対象として補助金を交付しているので、それ以外の事業に補助金を使用することは予定されていない。

補助事業に必要な設備機器の調達は、補助要綱に特別の定めがない限り、必要な程度、補助金の交付申請を行わせて、審査の上補助するかどうかを判断して補助金を交付

し、それに基づいて機器を調達するという流れが想定されている。
国の了解の下に行っているとの説明であるが、準備金の積み立てを認める扱いとするなら要綱の定めに工夫する必要がある。

3 農政部

(1) 農業会議費補助金

(農政総務課)

(i) 補助事業等の目的

農業会議は、行政行為の補完としての諮問機関であると同時に農業関係者の一般的利益代表機関であるが、独自財源を持たないため補助金を交付する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨県農業会議

(iii) 補助の根拠

農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要領

(iv) 補助の性格、内容

農業施策への建議・諮詢への答申・啓蒙・調査・研究等の活動、市町村農業委員会への指導・支援などの活動を行うための経費補助金である。
昭和29年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単額補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	46,276	46,276
平成13年度	48,441	48,441
平成14年度	48,189	48,189

(vi) 監査の結果

① 日当を規定どおり支給すべきもの

山梨県農業会議会議員報酬及び費用弁償規程(注)によると、県内旅行にかかる日当は、1,000円と定められている。平成14年度実績報告によると、平成14年7月8日、同会議監査委員日当として一人につき1,600円支給されている。

旅費は、補助金の対象となる経費であるので、規定通りの支給をされたい。

(注)役員、会議員その他の委員(以下「会議員等」という。)の報酬、手当及び費用弁償について定めており、第2表に会議員手当等として監査委員監査従事手当等が、第3表に県内旅行にかかる鉄道賃、車賃、日当が、また、第4表に県外旅行にかかる鉄道賃、船賃等が定められている。

② 旅費の基準を定めるべきもの

常任会議員旅費については、「山梨県農業会議会議員報酬及び費用弁償規程」において「乗車に要する運賃」とされている。具体的金額については、実費相当額として住所から事務局までの各委員の距離に応じて支給されていることであるが、その算定根拠が明確でない。

旅費は、補助金の対象となる経費であるので支給算定基礎を明確にされたい。

(2) 山梨食肉流通センター施設整備償還金補助金

(畜産課)

(i) 補助事業等の目的

山梨食肉流通センターで実施した畜解体施設等の整備にかかる事業の借入金の償還金相当額を補助するものである。

(ii) 補助団体の名称及び概要

株式会社 山梨食肉流通センター

出資割合(山梨県:約36%、農畜産業振興事業団:約28%、全農やまなし:約18%、県食肉業界:約18%)で設立された団体。

(iii) 補助の根拠

山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

食肉流通センターの施設整備にかかる市中金融機関への返済額と同額を補助。

創設・終期年次は、「鶏肉処理加工施設に係る補助金」:平成4年度創設、平成18年度終期、「内臓処理加工施設に係る補助金」:平成6年度創設、平成15年度終期、「汚水処理施設に係る補助金」:創設平成8年度、終期平成17年度、「食肉等高度衛生管理緊急施設」:創設平成9年度、終期平成18年度、「食肉衛生管理向上施設」:創設平成12年度、終期平成26年度となっている。

補助率は10分の10で、投資的県単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額		
		小動物処理・ BSE対策施設	大動物処理施設	計
平成12年度	62,370	—	51,987	51,987
平成13年度	106,198	21,732	64,474	86,206
平成14年度	95,095	27,744	63,560	91,304

(vi) 監査の結果

補助額の算定に当たり他の出資者の負担を求めるべきもの

株式会社食肉流通センターは、以下のような施設整備を行っている。

1. 平成3年度 鶏肉処理加工施設の整備:事業費 349,407千円
2. 平成4年度 と畜場解体ラインの整備:事業費 96,653千円
3. 平成5年度 内臓処理施設の整備:事業費 46,556千円
4. 平成5年度 汚水処理施設の整備:事業費 94,575千円
5. 平成9年度 加工処理及び内臓等処理施設の整備:事業費 266,235千円
6. 平成12年度 大動物処理施設及び冷蔵施設の整備:事業費 1,124,944千円
7. 平成13年度 小動物処理施設及び冷蔵施設の整備及び焼却炉、運搬車、内臓保存用コンテナ等の整備:事業費 499,895千円

これらの施設整備に係る事業の借入金償還金に対して、山梨県は下表のような補助金を投入している。

表 補助金交付の推移

(単位:千円)

年 度	1. 鶏肉処 理加工 (H3)	2. と畜解 理 (H4)	3. 内臓処 理 (H5)	4. 汚水 処理 (H8)	5. 食肉等高 度衛生 (H9)	6. 食肉衛生 管理向上 (H12)	7. 食肉衛生 管理向上 (H13)	8. BSE対策 (H13)	合計
4	22,290	7,671							29,961
5	27,734	9,773							37,506
6	26,865	9,456	3,904						40,224
7	25,996	9,145	4,222						39,362
8	25,154	8,822	4,100	6,512					44,587
9	24,259	8,505	3,973	8,048	16,760				61,543
10	23,390	8,188	3,849	7,854	19,915				63,194
11	22,521	7,874	3,725	7,664	19,556				61,338
12	21,669	7,554	3,602	7,467	19,182	51,987			111,459
13	20,783	7,237	3,477	7,273	18,816	64,474	20,301	1,432	143,791
14	19,915		3,353	7,080	18,450	63,560	25,841	1,903	140,098
15	19,046		3,228	6,888	18,088	62,668	25,446	1,869	137,229
16	18,184			6,693	16,915	61,731	25,029	1,835	130,384
17	17,308			6,499	16,569	60,816	24,623	1,801	127,613
18	16,439				16,223	59,902	24,216	1,766	118,544
19						59,002	23,817	1,732	84,551
20						58,072	23,404	1,698	83,173
21						57,158	22,997	1,664	81,818
22						56,243	22,591	1,630	80,463
23						55,336	22,189	1,596	79,120
24						54,414	21,779	1,561	77,753
25						53,500	21,372	1,527	76,398
26						52,585	20,966	1,493	75,043
27							20,566	1,468	22,033
	331,545	84,222	37,429	71,973	180,470	871,442	345,130	24,968	1,947,174

(注)・平成15年度以降は、償還計画額である。

- ・百円単位を切り上げているため、合計とは一致しない。
- ・表頭の「H3」は、平成3年度整備事業を示す。

れで資金調達している。この借入金償還額が補助金によってまかねられている。

食肉流通センターは、株式会社であり、県の出資割合は約36%である。

県以外にも、農畜産振興事業団、全農やまなし、県食肉業界も出資し、それぞれの立場で食肉流通センターの支援を行っているが、同社の設備投資にかかる金融機関への返済額の補助については県のみで、他の出資者は特に負担していない。

株式会社で有限責任であるとはいって、経営上の重要な問題であることから、出資者間で協議し他の出資者にも応分の負担(行政目的達成との関係で同等の負担にする必要はないが)を求め、補助金削減の方向で一層の努力が求められる。

今後の設備投資に当たっては、関係者と十分協議し、負担のあり方について検討すべきである。

(3) 土地改良事業推進対策事業費補助金

(耕地課)

(i) 補助事業等の目的

山梨県土地改良事業団体連合会に設置されている土地改良管理指導センターの運営に要する経費の補助である。平成14年度から連合会への派遣職員人件費を含んでいる。

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨県土地改良事業団体連合会

(iii) 補助の根拠

山梨県土地改良事業等補助金交付規定

(iv) 土地改良管理指導センター設置運営事業実施要綱・実施要領

土地改良管理指導センターの運営に要する経費につき補助している。
昭和51年度創設で、終期設定はない。消費的定額補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	10,950	10,950
平成13年度	20,243	20,242

(vi) 監査の結果

派遣職員人件費の扱いに適切を欠くもの

国の指導によつて整備しなければならない衛生関係設備に関しては、まず、農畜産振興事業団が投資額の半額(又は3分の1)を補助し、残りを食肉流通センターが市中銀行から借り入

「山梨県土地改良事業等補助金交付規定」には、派遣職員人件費について規定しないまま処理しているのは適切でない。

(4) 農業集落排水事業普及促進費補助金

(i) 補助事業等の目的

農業集落排水事業の普及促進を図る。

(ii) 補助団体の名称及び概要

知事が適当と認める市町村及び土地改良区

(iii) 補助の根拠

山梨県農業集落排水事業普及促進費補助金交付要綱

(iv) 補助の性格・内容

農業集落排水事業の普及を促進するために市町村の一般会計に交付している。

平成5年度創設で、終期設定はない。補助率は10分の3で、投資的県単独補助金である。ほかに「農業集落排水事業費補助金」(昭和59年度創設、終期設定なし。国補助100分の50、県10分の5で、投資的上乗せ補助、市町村が行う公共水域の水質保全施設整備に対する補助金で平成14年度810,305千円。)がある。

(v) 補助金額

(単位:千円)		
年度	予算額	交付確定額
平成12年度	41,334	41,334
平成13年度	39,460	39,460
平成14年度	43,800	43,800

(vi) 監査の結果

補助の枠組みの基本を見直すべきもの

農政部耕地課では、下水道事業に関連して「農業集落排水事業費補助金」並びに「農業集落排水事業普及促進費補助金」の2つの補助金を所管している。

「農業集落排水事業普及促進費補助金」の補助金交付要綱第2では、補助金の用途として、職員給与費、器具費等、公債費、PR事業費の4件を掲げている。

このうち公債費については、農業集落排水事業に当たられる資金であり、別途補助金として支出されている「農業集落排水事業費補助金」と額旨が重なる。

「農業集落排水事業普及促進費補助金」のうち公債費部分については、今後の取り扱いを検討されたい。

(5) 笛吹川沿岸畠地かんがい事業推進対策事業補助金

(耕地課)

(i) 補助事業等の目的

オイルショック等による物価上昇や工期の長期化により、笛吹川のかんがい事業費が予定より大幅に多額となり、当初の負担率では、地元農家が負担金を支払うことが困難となつた。このため、軽減対策助成分として、負担額の一部を県が補助するものである。また、面積減少分として、事業開始後に中央道等の公共事業による用地買収や農家の高齢化による農地荒廃で減少した農地にかかる負担金の一部を県が補助するものである。

(ii) 補助団体の名称および概要

笛吹川沿岸土地改良区

(iii) 補助の根拠

笛吹川沿岸畠地かんがい事業推進対策事業補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

本来地元が返済する負担金の一部を県が補助するものである。
平成元年度創設で、終期設定は平成25年度。補助率は受益面積減少分2分の1又は地元負担軽減対策分3分の2で、投資的単独補助である。

(v) 補助金額

(単位:千円)				
年度	予算額	軽減対策助成分	面積減少分	計
平成12年度	114,856	92,056	22,800	114,856
平成13年度	111,223	89,144	22,079	111,223
平成14年度	107,589	86,232	21,357	107,589

(vi) 監査の結果

補助金額決定の根拠となる重要書類が保存されていないもの

本補助金は、平成2年度に県、市町村、農家の協議によって、県の負担が決められ、その協議によって補助金の支出が決まったものである。負担割合の決定に関しては合理的な算定基準があるわけではなく、補助金の総額がこの協議によって決定された以上、当該協議の経過等の記録が補助金額決定の根拠となる重要書類である。

しかしながら、監査日(平成15年11月18日)現在、補助金の支出根拠となる資料が保管されていなかった。

負担額の算定根拠となる重要書類がないことには、補助金交付の妥当性を検証することができず、今後も同様の事例が生じた場合に公平性の観点から問題が生じることも予想される。

山梨県行政文書管理規程(平成12年3月31日山梨県訓令甲第10号)では、「案件終了後」10年間は文書を保管することとなっている。
 この補助金は、いまだ継続中のものであり、協議そのものは10年前であっても、案件が終了したわけではなく、当然保存されなければならないものである。
 県行政文書管理規程に則り厳正に取り扱われたい。

(6) 県単土地改良事業費補助金

(耕地課)

(i) 補助事業等の目的

受益面積が国の採択基準に達しない地区(3~20ha)において、農業生産基盤の整備を図り、農業生産性の向上等に資することを目的とするものである。

(ii) 補助団体の名称及び概要

市町村、土地改良区、土地改良区連合会及び土地改良事業団体連合会・農業協同組合及び農業協同組合連合会・土地改良法第3条に規定する数人の共同体・知事が適当と認める者

(iii) 補助の根拠

山梨県土地改良事業等補助金交付規程

(iv) 補助金の性格

農業生産基盤の整備を図るため、補助事業者が行う土地改良事業等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

昭和26年度創設で、終期設定はない。補助率は、県10分の3、市町村10分の7で、投資的純単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	505, 936	505, 936
平成13年度	383, 661	383, 661
平成14年度	284, 531	284, 531

(vi) 監査の結果

補助対象事業の変更に係る事務処理を適正に行うべきもの

補助金額は、市町村等の積算額に応じて決定される。しかしながら、補助対象となつたほんどの事業において当初申請された事業内容が変更されている。

当初申請は、補助金額交付額を決定する段階ではなく、変更にならぬやむをえない面があり、事業内容が変更になった場合には変更申請・承認の手続きを踏むこととされている。

しかしながら、富士北麓・東部振興局管内の上野原町で行われた、ボンプの部品交換工事において、業者の請負額(1,176,000円)の他にも工事雑費(24,000円)に対して補助金が支払われていた。当該工事は当初の申請と実績報告は以下の通りであり、入札による改修工事費の落札差額分が、工事雑費に流用されている。
 このような場合、「山梨県土地改良等補助金交付規程」第6条によると、変更の承認を受けなければならない場合に該当するにもかかわらず、所要の手続きを取ることなく流用したもので適正な運用とはいえない。

(耕地課)

区分	当初申請	実績報告	増減
ポンプ改修工事	1,199,100	1,176,000	▲ 23,100
工事雑費		900	24,000 + 23,100
計	1,200,000	1,200,000	

(7) 基盤整備促進事業費補助金

(耕地課)

(i) 補助の目的

市町村等が行う農業基盤整備事業に対し補助する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

市町村

(iii) 補助の根拠

山梨県土地改良事業等補助金交付規程

(iv) 補助金の性格

投資的県の上乗せ補助。

投資的の上乗せ補助。

平成10年度創設で終期設定はない。補助率は県10分の5、県10分の1又は10分の2、

市町村10分の4又は10分の3で、投資的上乗せ補助金である

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	505, 936	505, 936
平成13年度	383, 661	383, 661
平成14年度	284, 531	284, 531

(vi) 監査の結果

補助対象農道舗装工事に係る変更理由が不分明なもの

富士吉田市大見地区の農道2号線の舗装工事についての変更申請書に、変更請求契約書が添付されているが、その中に「(2)工事の施行方法の一部を別紙設計書の

どおりとする。」とされている。しかししながら、別紙設計書がなく、その変更理由が書類上不分明である。

変更申請書については、その変更理由の記載を必須のものとするとともに、補助金の交付手続きにおける審査を適正に行われたい。

4 土木部

(1) 山梨リニア実験線関連公共事業補助金

(リニア推進課・道路維持課)

(i) 補助目的

山梨リニア実験線建設に伴い、地域住民が親しめる良好な環境をつくるため、市町村が実施するリニア関連公共事業に対し補助する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨リニア実験線周辺市町村

(iii) 補助金の根拠

山梨リニア実験線開通公共事業補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

市町村が実施するリニア実験線開通の国庫補助事業等の市町村負担分について県が補助しているもので、リニア実験線建設促進のためのものである。

平成3年度創設で、終期設定はない。補助率は、国2分の1、県2分の1以内で、投資的上乗せ補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年 度	予算額	交付確定額
平成12年度	56,000	34,259
平成13年度	60,000	70,827
平成14年度	93,500	88,065

「交付確定額」=前年度繰越額+現年完了額

(vi) 監査の結果

事前協議を経ないまま事業執行しているもの

平成2年度、山梨県と日本鉄道建設公团関東支社、財団法人鉄道総合技術研究所浮上式鉄道開発本部及び東海旅客鉄道株式会社建設工事部(以下「鉄道公団等」と言う。)との間でリニア実験線建設に伴う開通工事に関する協定書(以下「協定書」と言う。)を取り交わしている。

協定書によると、市町村が実施するリニア実験線開通工事について、既設の市町村管理制度に關して、既設幅員までの工事に要する費用は鉄道公団等が負担し、拡幅部分の負担は県が負担することとされている。

平成14年度、山梨リニア実験線開通公共事業補助金の交付状況をみたところ、秋山村・中野栗谷坂崎線(事業費:50,000千円、県補助金:25,000千円)、境川村・10号線(事業費:50,000千円、県補助金:25,000千円)、大月市・近ヶ坂線(事業費157,000千円、県補助金:43,500千円)が交付されている。

リニア実験線開通工事については、先行区間(協議済み。)と一般区間に区分されているが、一般区間である秋山村施行の工事については、鉄道公団等との事前協議が行われないまま施行されおり、協定書の定める負担(県が補助金として交付した額のうち既設の道路幅員に係る工事費用)を求める際の混乱の原因になる恐れがある。

県は、平成9年1月、平成11年9月、平成15年10月と協議を求めたが、鉄道公団等が「一般区間の事業計画が未確定である。」ことを理由に、協議に応じないと、経緯があつた。そうした中での事業執行との説明であるが、事業全体の執行の枠組みを逸脱する扱いとなっている。

鉄道公団等との協議に向けての一層の努力が求められる。

(2) 公共下水道普及促進費補助金

(下水道課)

(i) 補助目的

市町村の下水道事業に対する経費負担を軽減することで事業の促進を図り、もって山梨県の下水道の普及率の向上に寄与することを目的とする。

(ii) 補助団体の名称及び概要

市町村

(iii) 補助金額

山梨県公共下水道普及促進費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

市町村の財政負担を軽減するとともに、下水道の普及促進を図る。

創設年次は不明で、終期設定はない。補助率は、国3%、県2.5%で、投資的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年 度	予算額	交付確定額
平成12年度	521,077	519,798
平成13年度	462,702	462,702
平成14年度	431,673	431,673

(vi) 監査の結果

要綱の手続きを遵守すべきもの

要綱(第3条)では、「補助金の交付を受けようとする市町村は、別に定める日までに補

助金交付申請書を知事に提出しなければならない。」と規定している。「別に定める日」は特に規定されていないが、現状では補助金交付申請書は年度末近くに提出されている。

事業実施前に補助金交付申請書を提出すべきであるが、事業に着手しているにもかかわらず申請書が出でないのは問題である。

本来の趣旨に沿った申請手続きが必要である。

<少額補助>

1 森林環境部

(1) 恩賜林保護団体林業振興基金運営費補助金

(森林環境総務課)

(2) 富士五湖適正利用推進事業費補助金

(大気水質保全課)

(i) 補助目的

(社)山梨県恩賜林保護組合連合会が実施する貸付制度としての山梨県恩賜林保護団体林業振興基金に対し、運営費補助を行うことにより、基金の円滑な運営を図り、ひいては恩賜林保護育成に資する。

(ii) 補助団体の名称及び概要
恩賜林保護組合連合会

(iii) 補助金の根拠
恩賜林保護団体林業振興基金運営費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格
当該基金の運営経費補助。

創設年次は昭和52年度、終期設定はない。定額補助金で、消費的県単独補助金である。ほかに「恩賜林保護組合連合会事業費補助金2,400千円」(創設年次昭和45年度、終期設定なし。定額補助金、消費的県単独補助金。)がある。

(v) 補助金額

(単位:円)

年 度	予算額	交付確定額
平成12年度	500,000	500,000
平成13年度	500,000	500,000
平成14年度	500,000	500,000

(vi) 監査の結果

貸出実績のない補助金の廃止を検討すべきもの

山梨県恩賜林保護団体林業振興基金は、平成11年度から貸出実績がなく、また財政状況は下表の通りで、補助がなくとも運営に支障を来す恐れがない。

このことから、補助金の趣旨とその必要性に鑑み、廃止の方向で検討する必要がある。

表 当該基金の財政状況(平成14年度末現在)

区 分	金 額
普通預金	8,724
貸付金	5,400
基金積立預金	27,015
預り金	△10
正味財産	41,129

(1) 恩賜林保護団体林業振興基金運営費補助金

(2) 富士五湖適正利用推進事業費補助金

(大気水質保全課)

(i) 補助目的

富士五湖旅行船舶の所有者に対して、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例(昭和63年12月、山梨県条例第28号。以下「条例」という。)で定める騒音規制の内容を周知し、遵守させるため、富士五湖適正利用推進協議会における普及・啓発及び監視・指導が促進されるよう支援する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

富士五湖適正利用推進協議会

(iii) 補助金の根拠

富士五湖適正利用推進事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

運営費的なもの。

平成元年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的県単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:円)

年 度	予算額	交付確定額
平成12年度	200,000	200,000
平成13年度	200,000	200,000
平成14年度	200,000	200,000

(vi) 監査の結果

県事業との調整の上廃止を検討すべきもの

本補助事業は、平成元年度から実施され、富士五湖適正利用推進協議会が行う普及・啓発及び監視・指導に係る騒音の測定、ペンフレットの作成等(事業費年額約55万

円)に対して20万円の定額補助を行っている。

しかしながら、事業報告に示されているように、例えは監視・指導のパトロールにおいては県職員も参加し活動しており、条例の趣旨に鑑み、県と協議会の役割を見直し、協議会の自立した事業運営への移行を促す時期にきているものと認められる。

補助金の廃止を検討すべきである。

(3) 山梨県合併処理浄化槽普及促進協議会補助金

(大気水質保全課)

(i) 補助目的

合併処理浄化槽の普及を促進し、その設置・維持管理の適正化を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨県合併処理浄化槽普及促進協議会

(iii) 補助の根拠

山梨県合併処理浄化槽普及促進協議会補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

負担金的及び奨励的なもの。
平成2年度創設で、終期設定はない。補助率は、県2分の1、市町村2分の1で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

年 度	予 算 額	交 付 確 定 額
平成12年度	100,000	100,000
平成13年度	100,000	100,000
平成14年度	100,000	100,000

(単位:円)

(vi) 補助金額

年 度	予 算 額	交 付 確 定 額
平成12年度	500,000	500,000
平成13年度	500,000	500,000
平成14年度	500,000	500,000

(単位:円)

(vi) 監査の結果

自立した事業執行ができる団体への補助金の廃止を検討すべきもの
社団法人山梨県産業廃棄物協会が行う産業廃棄物の適正処理及び不法投棄防止の
自主パトロール等は、重要な事業であり、県は、平成3年度から定額補助を行っている。
しかしながら、補助の趣旨は了とするものの、協会の平成13年度及び同14年度における次期繰越収支差額は、15,542千円、14,685千円であり、財政基盤は安定しているものと認められることから、補助を要するものとは認め難い。

補助金の廃止の方向で、検討すべきである。

補助金の廃止を含めて検討すべきもの
本補助事業の補助金の性格は、負担金的及び奨励的なものとしているが、奨励的補助に対するには10万円の補助金のうちには負担金的要素を含むものであり、極めて少額であることから、補助効果は期待できないものと認められる。

浄化槽の維持管理に関して県と協会との役割分担を明確にし、創設後10年を経過していることから補助事業の成果を検証し、補助金の廃止を含めて検討すべきである。

(5) 富士山美化清掃活動補助金

(みどり自然課)

(i) 補助目的

富士山の環境美化思想の高揚を図り、自然公園内の美しい自然環境を保全するため、美化啓発活動を実施する団体に対して補助する

(4) 社団法人山梨県産業廃棄物協会補助金

(環境整備課)

(i) 補助目的

産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために
(社)産業廃棄物協会が行う啓発、普及、自主パトロール、講習会等の事業に対して補助する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

社団法人山梨県産業廃棄物協会

(iv) 補助金の性格

産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため
運営費的なもの。

平成3年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。(まか
に「産業廃棄物対策連絡協議会補助金」(平成3年度創設、終期なし。県:2分の1、市町村2分
の1、消費的単独)がある。

(v) 補助金額

(iii) 補助の根拠

山梨県富士山自然公園美化啓発活動費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

負担金的なもの。

昭和55年度創設で、終期設定はない。補助率は2分の1で、消費的単独補助金である。

ほれに「富士山美化啓発清掃活動費補助金:1,300千円」(昭和51年度創設、終期なし。2分の1、消費的単独。)がある。

(v) 補助金額

(単位:円)

年 度	予 算 額	交 付 確 定 額
平成12年度	300,000	300,000
平成13年度	300,000	300,000
平成14年度	300,000	300,000

(vi) 監査の結果

補助金のあり方につき見直すべきもの

この補助事業は、昭和55年度から、市町村職員、地元公園事業者をもって組織され、自然公園において公園利用者の美化思想の啓発普及を図るために諸事業を実施するものであり、毎年度定額補助を行っている。

しかしながら、当該法人の実績報告等を見ると、①平成14年度予算における清掃活動費は、対前年比50万円減の100万円とし87万8千余円の執行に止まっていること、②次期

繰越収支差額が、平成13年度より43万余円増の176万余円となっていること、③財団法人の財政基盤は安定していること、④この法人の活動は42回を数え、その成果としてゴミのポイ捨て禁止や持ち帰り運動が広範に支持され、富士山5合目付近のゴミの散乱状態は大幅に改善されていること、⑤5合目以下の山麓の不法投棄への対応が求められるようになってきていること、⑥この運動のネットワーク化を探る時期にきていることなどから、総合して判断すると、同趣旨で他の団体に交付されている「富士山美化啓発清掃活動費補助金」との統合等補助金のあり方について検討すべき時期にきているものと認められる。

(7) 有害鳥獣駆除事業補助金

(みどり自然課)

(i) 補助目的

有害鳥獣の駆除を行うための組織の編成・維持と実施に必要な経費の補助を行う。

(ii) 補助団体の名称及び概要

(社)山梨県獣友会

(iii) 補助の根拠

有害鳥獣駆除事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

狩獵免許持者で構成される(社)山梨県獣友会に対して駆除を実施するための組織の編成・維持などに必要な経費の補助を行う。

創設年次不明で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(6) 鳥獣保護事業補助金

(みどり自然課)

(i) 補助目的

鳥獣保護区の設定目的を達成するための環境整備事業に対する補助

(ii) 補助団体の名称及び概要

やまなし野鳥の会

(iii) 補助の根拠

鳥獣保護区施設整備事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

負担金的なもの。

昭和51年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:円)

年 度	予 算 額	交 付 確 定 額
平成2年度	252,000	252,000
平成13年度	252,000	252,000
平成14年度	252,000	252,000

(vi) 監査の結果

委託事業化を検討すべきもの

この補助事業は、昭和46年度から鳥獣保護施設として巣箱・給水器等の設置を主な内容とするものであり、事業費財源の93.3%は県が定額補助を行っている。

県は、鳥獣保護事業計画を策定し、計画達成のために必要な措置を講ずること(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)となっており、現に鳥獣保護区の拡充計画(平成14年度～平成18年度)を策定していることからすると、現行補助方式よりもしき委託方式による事業執行が適切と思われる所以検討されたい。

(v) 補助金額

(単位:円)

年 度	予 算 額	交 付 確 定 額
平成12年度	800,000	800,000
平成13年度	800,000	800,000
平成14年度	800,000	800,000

(vi) 監査の結果

費用対効果の観点から見直しを行うべきもの

この補助金は、有害鳥獣の駆除を行うための組織の編成・維持に必要な経費の補助を行いうるものである。駆除するため実際に必要な経費の補助は、駆除の許可及び要請を行いう市町村から、別途(社)山梨県獣友会の支部分会に対して委託料等の形で支給されている。

補助金額は毎年度同額であり、特定事業に対する補助というよりは運営費的に使用されている。補助金の大部分は、駆除体制整備費として6地区から支部を通して約145の分会に支給されている。1分会等に換算すると5千円以下であり、支給の効果としては疑問である。

また、各地区の收支決算書は作成されているが、分会等単位の収支決算書等は作成されておらず支出内容が不明確である。

県と市町村の役割分担を明らかにする観点から、事業の基本に立ち返った見直しが必要な時期にきている。

(8) 優良苗木生産事業補助金

(i) 補助目的

林業用優良苗木の検査事業に補助し、产地系統の明確な苗木かつ規格に適合した苗木を流通させることにより、健全な森林の造成に資する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨県山林種苗緑化木協同組合：民間苗木生産者である。

山梨県森林組合連合会：県内各地の森林組合に対する木材共販、間伐材製品の加工販売、肥料、薬剤、シイタケ種菌等の取り扱いを行っている。

(iii) 補助金の根拠

山梨県優良苗木生産事業補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

林業用優良苗木の検査事業に対する奨励的補助。
昭和46年度創設で、終期設定はない。補助率は10分の3で、消費的県単独補助金

(v) 補助金額

(単位:円)

年 度	予 算 額	交 付 確 定 額
平成12年度	730,000	730,000
平成13年度	730,000	730,000
平成14年度	730,000	730,000

(vi) 監査の結果

外部環境変化を考慮して見直すべきもの

林業用苗木の検査は、昭和45年制定の林業種苗法において義務づけられたものであり、この制定を受けて昭和46年度より検査を推進するため、獎勵的に当該補助を実施することになった。

この間、大幅な見直しをすることなく現在に至っており、補助金設置当初の目的達成度及び下表に示す苗木需要の減少等を考慮し、その効果を検証し、県の関与のあり方、2団体を対象とすることの是非等について改めて考え方とともに考えるものと考える。

表 林業用苗木の主要品種ヒノキの需要推移 (単位:千本)

区 分	苗 木 の 需 要 量
平成 9年度	1,386
平成10年度	1,072
平成11年度	893
平成12年度	755
平成13年度	675
平成14年度	425

2 商工労働観光部

(1) 山梨県貿易振興協議会事業費補助金

(産業交流課)

(i) 補助事業等の目的

山梨県貿易振興協議会が実施する事業に対して補助金を交付することにより、山梨県の貿易の振興に資する。

(ii) 補助団体の名称

山梨県貿易振興協議会

(iii) 補助の根拠	先進的サービス業人材育成事業費補助金交付要綱												
(iv) 補助金の性格、内容	サービス業の優良な人材の確保やより高度な技能等の修得に対する助成で獎勵的なもので、平成12年度に創設され、終期を平成14年度としている。												
貿易振興のための啓発や貿易事業者への情報提供事業に対する獎勵的なもの。創設年次は不明で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。	補助率は2分の1で、消費的単独補助金である。												
(v) 補助金額	(単位:円)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>予算額</th><th>交付確定額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td><td>144,000</td><td>144,000</td></tr> <tr> <td>平成13年度</td><td>144,000</td><td>144,000</td></tr> <tr> <td>平成14年度</td><td>144,000</td><td>144,000</td></tr> </tbody> </table>	年度	予算額	交付確定額	平成12年度	144,000	144,000	平成13年度	144,000	144,000	平成14年度	144,000	144,000
年度	予算額	交付確定額											
平成12年度	144,000	144,000											
平成13年度	144,000	144,000											
平成14年度	144,000	144,000											
(vi) 監査の結果	事業量に見合う補助額とするよう運用を改めるべきもの												
	平成14年度事業についてみると、平成14年7月30日、計画事業予算607,000円に対して144,000円の補助金の交付決定がされ、交付されている。												
	これを実績報告でみると、平成15年4月10日、総事業額477,870円の実績報告書を提出している。												
	要綱上は、予算の範囲内で補助金を交付することとしているが、実績事業量が計画事業量に対して20%を超えて減っているにもかかわらず、補助金額は当初の事業計画額に対して交付決定されたもののまま、額の確定をしている。												
	この補助金の名称にもある「事業費」に対する補助であるならば、事業量に見合う補助額がいくらになるかを検証して、補助額を確定する仕組みとするよう検討されたい。												
	補助金の額の確定手続きは、県補助金交付規則に定める趣旨に則って行うようにすべきである。												
	また、定率補助に変更するなど事業量の多寡に応じた補助とするよう検討されたい。												
(2) 先進的サービス業人材育成事業費補助金	(3) ワイン入門講座開催事業費補助金												
(i) 補助事業等の目的	(i) 補助事業等の目的												
中小企業等協同組合法に定める事業協同組合等が行う先進的サービスに係る優良な人材の確保や、より高度な技能の修得を図るために事業に対して助成し、県内サービス業のより一層の発展に資する。	山梨県ワイン酒造組合が県産ワインの消費拡大等を図るために実施する事業及び山梨県のワイン文化を普及するために実施する事業に対して助成し、地場産業の振興に資する。												
(ii) 補助団体の名称及び概要	(ii) 補助団体の名称及び概要												
(社)山梨県情報サービス産業協会	山梨県ワイン酒造組合												
(協)山梨安心サービス	ワイン酒造事業者の団体で、事務所を甲府市東光寺3丁目13-25の地場産業センター内に置く。												
(iii) 補助の根拠	(iii) 補助の根拠												
(iv) 補助金の性格、内容	ワイン産地振興事業費等補助金交付要綱												
平成13年度創設で、終期設定はない。補助率は2分の1で、消費的単独補助金である。	獎勵的なもの。												

る。

(v) 補助金額

(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	—	—
平成13年度	700,000	500,000
平成14年度	700,000	500,000

(vi) 監査の結果

創設に当たり趣旨が重複する補助金との調整を行うべきもの

山梨県ワイン酒造組合の要請で、平成13年度に「ワイン産地振興事業費補助金等交付要綱」を改正し、新たに補助対象事業に位置付け、補助対象経費の3分の1以内を補助することとしてスタートした制度である。

同要綱で交付されているものとして、外に「ワインフェスタ」開催事業、「県産ワインキャンペーン」事業、「ワイン公開講座」開催事業の3事業及びワイン産地の振興に寄与すると認められる事業に要する経費の2分の1以内を補助することとし、平成14年度は、4事業合計で7,000,000円を交付している。

それに加えて平成14年度には、「ワイン入門講座開催事業」に対する補助金を交付

（補助金額495,000円）している。

説明によると、既存の「ワイン公開講座」は県外者を対象とするもので、新設の「ワイン入門セミナー」は県内在住者を対象とするものとのことである。

これは、対象を異なるものの、明らかに同種事業といわざるを得ないものであり、補助事業の設定に当たっての検討が十分であったのか疑問がある。新たな補助金の創設に当たっては、公益上の必要性についての検証を十分行い、重複の恐れのあるような内容のものを削ることのないよう留意すべきである。

(4) 地場産業センター施設改修費補助金

(工業振興課)

(5) 山梨県観光果実園振興協議会補助金

(観光課)

平成14年度創設・終期。定額補助金で、投資的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	—	—
平成13年度	—	—
平成14年度	500,000	500,000

(vi) 監査の結果

補助の創設にあたり対象団体の経営状況を考慮に入れるべきもの

平成14年度事業として、地場産業センター建物の老朽化部分を改修し、展示販売施設の見直しを行うための基本設計(200万円)を実施することとし、その設計経費を県、市町村、業界、センターがそれぞれ1分の1を負担する協議のもとに、補助するものである。

地場産業センターには、他に中小企業高度化資金償還金を補助し、運営費を補助しており、施設老朽化への対応のための補助金を交付することは非を議論する時期にきているものと考える。

補助制度は、地方公团団体以外の団体が行う事業で、公益上の必要のあるものに対して交付することができる仕組みである。

しかし、県の財政が極めて厳しい状況の中では、補助金についても厳しい運営をしていかなければならない。

補助団体の経営状況が自立した事業運営の可能な状況にある場合(平成14年度決算によると建物修繕積立預金55,000千円、次年度繰越剰余金86,237千円を計上している。)には、補助団体の自立に向けた努力を促し、可能な限り早く、自立するように仕向けて、補助団体からの脱却を指導すべきである。

このように考えると、この団体に対する少額補助金の交付のあり方は参考の余地ありといわざるを得ない。

(i) 補助事業等の目的

老朽化部分の改修を図るとともに、展示販売施設の見直しを行い、自主財源の確保を強化する。

(ii) 補助団体の名称

財団法人山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

(iii) 補助の根拠

地場産業センター施設改修費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格、内容

改装のための基本設計に係る補助金。

(v) 補助金の性格、内容

山梨県観光果実園振興協議会補助金交付要綱

奨励的なもの。創設は、平成10年度で、終期を平成15年度としている。

定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	100,000	100,000
平成13年度	100,000	100,000
平成14年度	100,000	100,000

(vi) 監査の結果

自立した事業運営への移行を指導すべきもの

平成13年度実績報告によると、前年度からの繰越金は119,350円で、翌年度への繰越金は115,675円となっている。また、平成14年度実績報告でも89,592円の繰越金を計上している。

このような団体については、経営状況をみながら自立した運営ができる見込みのあるものは、適時にその方向付けをして指導することが必要である。
県補助金とほぼ同額の繰越金を計上していること、補助額が低額であること等を踏まえて廃止すべきである。

(6) 水上安全事故防止対策費補助金

(観光課)

(i) 補助事業等の目的
湖沼における一般利用者の安全を確保するため、安全パトロール、施設・備品の整備を行う。

(ii) 補助団体の名称及び概要

湖沼所在町村(山中湖村、河口湖町、足和田村、上九一色村、下部町、市川大門町)に設置された水上安全事故防止対策協議会

町村の長を代表者とする団体

(iii) 補助の根拠

水上安全事故防止対策費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格、内容
奨励的なもの。昭和46年度創設で、終期を平成15年度としている。補助率は2分の1で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	360,000	360,000
平成13年度	360,000	360,000
平成14年度	360,000	360,000

(vi) 監査の結果

市町村事業との調整の上廃止すべきもの

平成14年度実績報告によると、各団体には毎年同額が交付されており、下表のとおりどなっている。

表 補助金額及び補助事業

補助団体	補助金額(円)	H14事業実績
山中湖村	90,000	パトロール燃料代167,463円、タイヤ代77,280円
河口湖町	100,000	監視員報酬150,000円、監視員帽子61,000円、浮標管理委託240,000円
足和田村	40,000	監視員・消防団報酬50,000円、看板30,000円
上九一色村	70,000	賃金20,000円、チラシ作成ほか105,041円、湖上賠償保険90,000円
下部町	20,000	賃金10,000円、ベンキ代60,000円
市川大門町	40,000	賃金40,000円、救命胴衣45,024円、湖上保険80,000円

(7) 山梨県観光土産品公正取引協議会事業補助金
(観光課)

(i) 補助事業等の目的

山梨県観光土産品公正取引協議会に補助することにより、観光土産品の販売等に

係る公正性の増進に資する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨県観光土産品公正取引協議会

(iii) 補助の根拠

山梨県観光土産品公正取引協議会補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格、内容
奨励的なもの。平成9年度創設で、終期を平成15年度としている。定額補助金で、消費的単独補助で、消費的単独補助金である。

平成9年度創設で、終期を平成15年度としている。定額補助金で、消費的単独補助

(v) 補助金額
金である。

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	150,000	150,000
平成13年度	150,000	150,000
平成14年度	150,000	150,000

(vi) 監査の結果

自立した事業運営への移行を促すべきもの

平成14年度、前年度繰越金248,635円、收支差額259,038円ヒ、毎年度補助額を超える繰越金を計上している。これは、山梨県観光土産品公正取引協議会が自立してその事業を運営できることを示すものである。
補助団体の実施事業は、試買検査、審査会、全国大会参加、その他観光土産品業界振興に対する支援で、ほぼ安定した事業内容で推移していることから考へると、この補助金は、廃止して公正取引協議会の自立した事業執行に委ねるべき時期にきているものと考へる。

(8) 山梨県民宿組合連合会事業補助金

(観光課)

- (i) 補助事業等の目的
山梨県民宿組合連合会に対し補助金を交付することにより、民宿利用者の利便性の向上に資する。
- (ii) 補助団体の名称及び概要
山梨県民宿組合連合会
民宿経営者の組合の連合体
- (iii) 補助の根拠
山梨県民宿組合連合会補助金交付要綱
- (iv) 補助金の性格、内容
山梨県民宿組合連合会補助金交付要綱
創設は、昭和45年度で、民宿経営者に対して融資を行った機関(農業協同組合)からの申請で1.25%の利子補助を予算の範囲内で行う制度。
終期設定はない。補助率は、1,000分の15で、消費的単独補助金である。
- (v) 補助金額
創設は、平成9年度で、平成11年度の行政改革大綱により、終期を平成15年度としている。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額
(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	200,000	200,000
平成13年度	200,000	200,000
平成14年度	200,000	200,000

(vi) 監査の結果

自立した事業運営への移行を促すべきもの

平成12年度繰越金441,685円、平成13年度繰越金192,331円、平成14年度収支差額185,152円ヒ、毎年度補助金とほぼ同額の繰越金を計上している。これは、山梨県民宿組合連合会が自立した経営ができることを裏付けるものと考える。
連合会の事業執行は、民宿ガイド作成、キャンペーンなど安定期に入り、事業予算もほぼ安定的に推移していること、会費収入を主体とした自立した事業執行が可能と判断できること等から補助金は廃止し、自立した事業運営に移行するよう促すべきである。

(9) 山梨県民宿経営施設等整備資金利子補助金

(観光課)

- (i) 補助事業等の目的
民宿経営の助長を図り、併せて山村地域の振興を図る。
- (ii) 補助団体の名称及び概要
民宿村に指定された地域の農家又は民宿経営者の行う施設等整備資金融資を行つた農業協同組合
- (iii) 補助の根拠
山梨県民宿経営施設等整備資金融資制度要綱
- (iv) 補助金の性格、内容
創設は、昭和45年度で、民宿経営者に対して融資を行った機関(農業協同組合)からの申請で1.25%の利子補助を予算の範囲内で行う制度。
終期設定はない。補助率は、1,000分の15で、消費的単独補助金である。
- (v) 補助金額
(単位:円)

(v) 補助金額
(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	440,000	65,100
平成13年度	418,000	47,364
平成14年度	359,000	48,525

(vi) 監査の結果

補助金の終期を設定すべきもの

農業協同組合の貸付限度額は、宿泊施設整備資金については事業費の100分の80以内で2,000千円以内、民宿関連レクレーション施設整備資金で事業費の100分の80以内で3,000千円以内の融資を行うこととしており、これらの金利について1.25%を農業協同組合に補助することしている。

新たな融資実績ではなく、過去に融資したものとの金利についてだけ補助している状態が続いている。
新規の融資は、実績がない状態が続いていることもあり、仕組みそのものが現時点でのニーズに合っていないことを示すものであり、廃止を視野に入れて検討すべきである。

(10) 山梨県メーデー関係事業補助金

(労政雇用課)

(i) 補助事業等の目的

勤労者の祭典であるメーデー関係事業への助成を行うことにより、勤労者福祉の充実、及び労使関係の安定を図る。

(ii) 補助団体の名称及び概要

連合山梨

労働組合の連合体

(iii) 補助の根拠

山梨県メーデー関係事業補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格、内容

昭和53年度事業開始。平成2年度、それまでそれぞれに助成してきていた県労連と県同盟が統合され連合山梨となったことに伴い、補助金も一本化している。

昭和53年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	520,000	520,000
平成13年度	387,000	147,000
平成14年度	385,000	347,000

(11) 高年齢者等雇用対策費補助金

(労政雇用課)

(i) 補助事業等の目的

(社)山梨県雇用開発協会が行う高齢者雇用対策事業に対し補助する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

社団法人山梨県雇用開発協会

(iii) 補助の根拠

(iv) 補助金の性格、内容

昭和59年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	500,000	500,000
平成13年度	500,000	500,000
平成14年度	500,000	500,000

(vi) 監査の結果

実績報告の書式について指導を徹底すべきもの

補助対象事業は、「高年齢者雇用促進大会の開催」及び「高年齢者雇用アドバイザーによる相談助言、企画立案サービスの提供」の2事業であるにもかかわらず、実績報告書は10数事業の記載のある書式を使用して該当外事業を斜線抹消して手続きをしている。補助金の交付にかかる手続きに見合った書式による手続きを取るよう指導すべきである。

県の財政状態が置かれている状況や事業上の労働運動に対して税金を使って助成することが、「公益上の必要」がある補助といえるのか疑問無しとしない。

定額補助で事業の成果を検証することができないものであり、また、創設後25年を経

過し、社会経済情勢の変化を踏まえた見直しが求められるものと考える。

<参考>

平成16年2月現在、47都道府県のうち、この補助金を交付しているのは、35の自治体である。

県も見直しを行い、模擬店、フリーマーケット、相談コーナー等の事業への補助として存続を検討しているとのことであるが、他の労働者福祉の施策、労働者生活サポート事業補助:平成13年度創設。2分の1補助。平成15年度終期。1,450千円 労働者が心身ともに健康で充実した職業生活を送れるよう心と体の健康作りや相談業務、余暇の過ごし方などのサポート事業への補助)との関連もあることから、見直しを求めることがした。

(12) 社団法人山梨県障害者雇用促進協会補助金

(職業能力開発課)

(i) 補助事業等の目的

障害者雇用促進のための雇用援助、啓発及び調査研究事業に補助する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

社団法人山梨県障害者雇用促進協会

(iii) 補助の根拠

山梨県障害者雇用促進協会補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格、内容

運営費的なもの。創設は昭和50年度で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:円)		
年度	予算額	交付確定額
平成12年度	690,000	690,000
平成13年度	690,000	690,000
平成14年度	690,000	690,000

(vi) 監査の結果

自立した事業運営への移行を指導すべきもの

この補助金は、(社)山梨県障害者雇用促進協会の運営に要する経費の一部を補助するものであります。

運営費的な補助金制度の最終的な目標は、補助対象団体の自立した事業運営までの助成であり、その見通しがついたものについては、自立した事業運営への移行を指導すべきものと想る。

特に、同協会の中央組織である日本障害者雇用促進協会が、国の主導のもと(財)高齢者雇用開発協会と組織統合し、平成15年10月1日「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」として発足したことから、県段階でも組織体制の強化を図り、より自立した事業運営ができるよう指導すべきである。

(2) やまなし・農村休暇邑育成事業費補助金

(v) 補助金額

(単位:円)		
年度	予算額	交付確定額
平成12年度	600,000	600,000
平成13年度	600,000	600,000
平成14年度	600,000	600,000

(vi) 監査の結果

県事業との調整のうえ執行方法について検討すべきもの

この補助金は、農林水産省と財團法人農林漁業振興会の実施する全国農林水産祭への参加費用の補助金である。知事が会長を務め、事務局が県農政部にある「山梨県農業まつり実行委員会」の事業として実施しているものと考えられる。

県農業祭りは、実行委員会の趣旨と合致し、県民の公益性にも合致しているものと考えられる。しかししながら、全国農林水産祭への参加者を見るに県職員が中心となっていることなどを勘案すると、県事業との調整を要するものと考える。事業の執行方法について検討されたい。

(1) 全国農林水産祭参加費補助金

(農村振興課)

(i) 補助の目的

都市住民が安心してやすらぎ、憩うことができる邑づくりを進め、都市と農村の共生・対流を進める。

(ii) 補助団体の名称及び概況

やまなし・農村休暇邑協会

(iii) 補助の根拠

やまなし・農村休暇邑育成事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

全国農林水産祭において、啓発事業として実施する「実りのフェスティバル」で、山梨県の特産品を展示・宣伝し、消費拡大を図る。

3 農政部

(1) 全国農林水産祭参加費補助金

(農政総務課)

(i) 補助の目的

全国農林水産祭において、啓発事業として実施する「実りのフェスティバル」で、山梨

(ii) 補助団体の名称及び概況

やまなし・農村休暇邑協会

(iii) 補助の根拠

やまなし・農村休暇邑育成事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

運営費補助的なもの。

平成8年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 極助金額

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	500,000	500,000
平成13年度	500,000	500,000
平成14年度	500,000	500,000

(单位:円)

(vi) 監査の結果

実績報告書は補助対象となった事業個別の実績を把握できる内容とすべきもの。

実績報告書によると、その費用の明細は明らかではなく申請時の費用を374千円超過しているが、これは団体が負担したことになっている。当該事業のどのような経費に支出されたか不明である。これは補助金交付要綱に規定する実績報告書の様式において個別事業別の集合記載を要請しており、その明細を記載することを要しないとされていることによる。書類でも審査可能な記載様式の見直しを検討されたい。

また、この補助金は平成8年度より開始したが、団体における独自財源の確保の可能性を検討し、この事業の一定期間の経過による成果を評価し、終期の検討を行われたい。

(3) 新品種・優良系統選抜事業費補助金

(果樹食品流通課)

(i) 補助の目的

各産地に検討園を設置し、地域条件に適応した新品種・優良系統の選抜を促進する。

(ii) 補助団体の名称及び概況

全国農業協同組合連合会山梨県本部

(iii) 補助の根拠

新品種・優良系統選抜事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

奨励的。

昭和55年度創設で、平成16年度終期である。補助率は2分の1で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	—	—
平成13年度	—	—
平成14年度	960,000	960,000

(単位:円)

(5) 果樹経営安定事業費補助金

(果樹食品流通課)

(i) 補助の目的

果樹栽培農家の災害時等の融資事業、価格安定対策事業に対し補助する。

(vi) 監査の結果

実績報告書の内容を補助事業の実績を検証できる内容とすべきもの。

この補助金は、昭和55年度から開始した果樹農家の栽培種の改良を目的とした補助金であるが、この補助金も計画・申請と実績の計算書類は同額であり、その成果も写真を添付しただけのものであり、「地域条件に適応した新品種・有料系統種の選別」事業が如何なる成果を挙げたのかについて実績報告書に記載はない。

実績報告書の記載内容は、補助対象事業の実績を検証できる内容とするよう検討されたい。

(4) 野菜価格安定事業運営費補助金

(果樹食品流通課)

(i) 補助の目的

野菜価格安定事業の円滑な運営のため、助成する。

(ii) 補助団体の名称及び概況

(社)山梨県青果物価格安定協会

(iii) 補助の根拠

野菜価格安定事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

運営費補助的なもの。

昭和52年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 極助金額

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	400,000	400,000
平成13年度	400,000	400,000
平成14年度	400,000	400,000

(単位:円)

(果樹食品流通課)

(i) 補助の目的

本采野菜価格安定事業には、その基金の造成に別途助成金を支出している。このことは、事業主体である協会がその運営を自力で行うべきことを示すものであり、総額877千円の少額の事業費について400千円の補助金を支出することに意義はみいだしがたい。

(ii) 補助団体の名称及び概況

(社)山梨県青果物経営安定基金協会

(iii) 補助の根拠

果樹経営安定事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

運営費補助的なもの。

創設年次不明で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	600, 000	600, 000
平成13年度	600, 000	600, 000
平成14年度	600, 000	600, 000

(単位:円)

(vi) 監査の結果

終期を設定すべきもの

社団法人山梨県青果物経営安定基金は、果樹栽培農家の経営安定のための、①災害時の貸付金の利息補助、②加工用モモの価格低落時に備えて基盤を造成し、国が3分の1、県が3分の1、農家が3分の1を出して基準価格から一定の価格までの価格差を保証することとする価格安定基金事業、③果樹の優良苗木を育成する果樹特別対策事業の3事業を行っている。

補助金は、この団体の運営経費を補助するものである。

しかし、補助金の開始時期が定かではなく、総事業費11, 897千円のうち600千円は5%に過ぎず、かつ長期にわたり定額で支給されているが、本来、団体の経費補助金はその創設時はともかく、本来の事業から財源を確保すべきものである。

団体の経営状況が自立した事業運営ができる見込みのあるものについては、それを促す意味でも終期を設定すべきものである。

(6) 畜産協会活動事業費補助金

(畜産課)

(i) 補助事業等の目的

山梨県畜産協会が発行する「畜産情報」の発行に際して要する経費に対し補助金を交付し、もって畜産振興を図る。

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨県畜産協議会

(iii) 補助の根拠

山梨県効率的養蚕産地育成事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

運営費補助。

(iv) 補助の性格・内容

'畜産情報'発行に際して要する経費(印刷費、通信運搬費、消耗品費)。

昭和35年度創設で、終期設定はない。補助率は3分の1で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	250, 000	250, 000
平成13年度	250, 000	250, 000
平成14年度	250, 000	250, 000

(単位:円)

(vi) 監査の結果

補助事業の経費の削減策について指導すべきもの

定率補助金で、データのある平成11年度以降は「畜産情報」発行費合計75万円の1／3である25万円が実質定額で補助されているが、毎年同額の発行・印刷費用が計上されている。

また、会員に対しては無料で配布し、会員以外には有料月額60円(年額720円)で販売しているが、郵送費が1回につき60円かかることなど、採算が合わず補助金でまかなう形となっている。

有用な情報であるならば直上げを検討することにより情報誌としての採算性を確立し、また、情報化時代に対応し、ホームページを利用して情報誌としての発信を検討すること等により、自立を図るべきものである。

創設後40年を経過していることから、事業そのものの組み立て方を工夫して、経済的、合理的に事業執行をするよう指導すべきである。また、団体の自立を促すよう指導すべきである。

(7) 効率的養蚕産地育成事業費補助金

(花き農産課)

(i) 補助事業等の目的

養蚕産地の育成を計画的に推進する体制を整備するとともに稚蚕の安定供給を図る。

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨県養蚕産地育成協議会

(iii) 補助の根拠

山梨県効率的養蚕産地育成事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

運営費補助。

創設年次は不明、終期は平成15年度である。補助率は2分の1で消費的単独補助

金である。

(v) 補助金額

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	783, 000	783, 000
平成13年度	545, 000	545, 000
平成14年度	574, 000	493, 000

(vi) 監査の結果

補助事業のあり方について検討を要すべきもの

本補助金は養蚕産地再編推進事業の一環として行われる、推進員連絡会議開催費にかかる費用に対する補助金である。補助金の用途については詳細な実績報告書

が作成されており、問題はないと思われる。

しかししながら、養蚕産地再編推進事業そのものに関しては、3分の1を全国農業協同組合連合会が負担し、残りの3分の2を農畜産事業団(4月より農畜産業振興機構)と山梨県が各2分の1を補助しており、本補助金と合わせて、同事業に山梨県は平成14年度で13,195,000円を補助している。

全国農業協同組合連合会の負担分も考慮すると当事業にはおよそ39,585千円が投入されている。県と事業団の補助金のほとんどが養蚕産地育成事業費である(合計26,395,153円のうち25,404,000円が同事業にかかるものであり、全事業費の96%にある)。

養蚕産地育成事業費は、養蚕産地育成指導員(9名)の給与であり、養蚕農家に対する直接の効果があるかどうかは検討をする状況にある。
全国農業協同組合連合会の負担分も含め、約4千万円の資金を投入しているにもかかわらず、山梨県の平成14年度の養蚕の生産額は3千700万円であり、平成14年末に本県の糸繭農家合計は52戸である。

養蚕農家数	全桑園面積	使用面積	収穫量
平成 (戸)	前年比 (ha)	前年比 (ha)	前年比 (t)
元年	3,250	91.3%	3,230
2年	2,840	87.4%	2,760
3年	2,090	73.6%	2,300
4年	1,540	73.7%	1,910
5年	1,140	74.0%	1,620
6年	782	68.6%	1,350
7年	482	61.6%	1,080

出典:関東農政局山梨統計事務所発行 山梨農林水産統計年報

このように糸繭農家が激減している状況で、事業そのものが推進員の入件費というような事業に多額の補助金を支出することは、費用対効果という点からも公益性という観点からも問題がある。

特に、9名の養蚕産地育成指導員が52戸(1戸当たり約6戸)の養蚕農家を育成指導して回ることの効果について検討を要する状況にあるとともに、事業そのものあり方を検討する時期にきているものと考える。
したがって養蚕産地再編推進事業そのものを廃止するか、あるいは直接に、生産農家の生産意欲を向上させるような事業となるよう抜本的な改革が必要である。

(8) 茶産地育成推進事業費補助金

(花き農産課)

(i) 補助事業等の目的

茶の生産性向上及び販路拡大を推進することにより、県産茶の生産振興を図る

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨県茶振興協議会

(iii) 補助の根拠

茶産地育成事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

事業費補助

創設年次は不明、終期設定はない。2分の1補助で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	350, 000	350, 000
平成13年度	389, 000	389, 000
平成14年度	429, 000	429, 000

(vi) 監査の結果

実績報告のチェック・指導を厳正に行なうべきもの

申請書類と実績報告書がほぼ同一であり、県の補助金を前提に申請書が作成され、申請書どおりに補助金が交付されている。また、補助額が定率50%とされているのに、平成14年度の事業費1,478千円に対して429千円の補助金が交付されており、算定根拠があいまいである。

また、実績報告書が「下表のとおり」となっているだけで、具体的な用途が全くわからぬ。

補助対象事業の成果を検証するための重要な資料となる実績報告書の作成については、具体的な事業名を明らかにし、事業の実績の検証ができる内容とするよう指導を徹底すべきである。

表

区分	本年度精算額	本年度予算額	増減
計画的生産対策事業	325,555	324,000	1,555
販路拡大対策事業	1,219,270	1,154,000	65,270
計	1,544,825	1,478,000	66,825

(9) 主要農作物生産改善対策事業費補助金

(花き農産課)

(i) 補助事業等の目的

主要農産物である、稻、麦、大豆の生産安定と品質向上を図るため、県主要農作物生産改善協会が実施する採種圃管理対策事業、優良種子生産指導事業及び種子更新推進事業に要する経費に対して助成を行う。

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨県主要農作物生産改善協会

(iii) 補助の根拠

主要農作物種子法、主要農作物生産改善対策事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

国の制度開拓のもの。

平成10年度創設で、平成16年度終期である。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	787,000	787,000
平成13年度	787,000	787,000
平成14年度	787,000	787,000

(vi) 監査の結果

実績報告書が補助事業の実施状況を把握できる内容となっていないもの

実績報告書が「下表のとおり」となっているだけで、具体的な用途が全くわからぬ。

さらに、申請書類と実績報告書が全く同一のものであり、実績報告としては適切ではない。

補助対象事業の成果を検証できる詳細な実績報告書の作成を強く指導し、具体的な用途を明らかにするべきである。

表

総事業費	負担区分			備考
	県補助金	団体	その他	
987,000	787,000	200,000	0	

(10) 甲斐のコメ販売強化対策事業費補助金

(花き農産課)

(i) 補助事業等の目的

優良な水稻種子の配布と組み合わせて、県産米の生産、出荷、販売強化対策事業等を一體的に実施する。

(ii) 補助団体の名称及び概要

甲斐のコメ物語推進委員会

(iii) 補助の根拠

山梨県生産振興総合対策等補助金等交付要綱

(iv) 補助金の性格

事業費定額補助。

平成13年度創設で、平成16年度終期である。補助率は2分の1で、消費的単独補助金である。

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	—	—
平成13年度	1,094,000	1,094,000
平成14年度	900,000	900,000

(単位:円)

(v) 補助金額

(VI) 蓋宣の結果

美績報告書の記載が事業実績を表示していることは認められる。

美濃報吉君が「衣笠どおり」とついているのに、具体的な説明が全くない。主要農作物生産改善対策事業費補助金」と「甲斐のコメ版壳強化対策事業費補助金」を分ける意味を明らかにするとともに、「山梨県主要農作物生産改善協議会」と「甲斐のコメ物語推進委員会」が別の組織であり、補助金が適正な事業に使用されているかを明らかにする詳細な実績報告書を提出させる必要がある。

(卷之二)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1. 事業費	1,800,000	1,800,000	0	0	
2. 付帯事業費					

(11) 山梨県自作農維持資金利子助成補助金

- (i) 補助事業等の目的
既往債務の軽減を図るため、自作農維持資金
行おうとする農業経営者の経営改善に資する。

(ii) 補助団体の名称及び概要
融資機関

(iii) 補助の根拠
山梨県自作農維持資金利子助成補助金交
換制度の性格

(iv) 昭和36年度創設で、終期設定はない。要綱
費の単独補助金である。

(v) 條目金額

(M) 盆栽の結果

補助対象事業者が限定されていて公平性に疑念があるもの
対象が笛吹農業協同組合であり、現在の利用者も平成8年に申請された1名のみで、
補助金額も僅少である。

創設後40年を経過していることから、事業の成果を検証し、存続の是非を視野に入れた検討が必要な時期にきているものと考える。

新規融資への利子助成を廃止するとともに、融資資金の償還期間もあることから、終期設定を行るべきである。

(1) 山梨県CC推進協議会(CC山梨)補助金

(土木総務課・技術管理室)

- ）補助団体の名称及び概要

山梨県CCI推進協議会

平成元年に旧建設省関東地方建設局を中心に産官学が一体となって、建設事業のイメージアップを図るために「魅力ある建設事業推進協議会」が設立された後、平成4年度から「山梨県CCI推進協議会」として県単位の建設事業イメージアップ活動及び建設環境の改善等の事業を実施している。

協議会の組織は、山梨県建設業協会、山梨大学、山梨県土木部及び国土交通省甲府河川国道事務所等の役職員を中心として構成されており、平成14年度の事業規模は、360万円であり、以下の4者が当協議会が補助することによって活動が可能となっている。

- ・ (社)山梨県建設技術センター 30万円
- ・ 東日本建設業保証(株) 80万円

要経費補助。

昭和60年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

- (iii) 補助金の根拠
山梨県CCJ推進協議会(CCJ山梨)補助金交付要綱
- (iv) 補助金の性格
建設事業のイメージアップに関する事業等に対する事業費補助。

創設年次は平成4年度で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

- (v) 補助金額

(単位:円)		
年 度	予 算 額	交 付 確 定 額
平成12年度	1,000,000	1,000,000
平成13年度	1,000,000	1,000,000
平成14年度	500,000	500,000

* 平成15年度に補助終了予定。

- (vi) 監査の結果

補助対象事業の進捗度に応じた補助内容とすべきもの

琴川ダムの建設は現在も継続している。早期完成のための予算確保及び地元生活再建には継続した支援活動が必要との説明であるが、ダム建設の初期目的は達成しているものと思われる。毎年度定額であり、既得権化している。

公益性及び費用対効果の観点から早期に見直すべきものと想料される。また、平成15年度に終期を迎えることを考慮すると、繰越金残高は補助金の約30%となつており、補助金の額についても検討を要すべきものである。

(3) 深城ダム建設推進同盟補助金

(治水課)

- (i) 補助目的

深城ダム建設推進同盟が行うダム建設推進事業に対して支援を行う。

- (ii) 補助団体の名称及び概要

深城ダム建設推進同盟

- (iii) 補助の根拠

深城ダム建設推進同盟補助金交付要綱

- (iv) 補助金の性格

建設推進同盟が行う国に対する要望活動や全国大会参加・先進地事例調査等の必要経費補助。

昭和58年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(2) 琴川ダム建設推進同盟補助金

(治水課)

- (i) 補助目的

琴川ダム建設推進同盟が行うダム建設推進事業に対して支援を行う。

- (ii) 補助団体の名称及び概要

琴川ダム建設推進同盟

- (iii) 補助の根拠

琴川ダム建設推進同盟補助金交付要綱

- (iv) 補助金の性格

建設推進同盟が行う国に対する要望活動や全国大会参加・先進地事例調査等の必

(v) 補助金額

(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	500, 000	500, 000
平成13年度	500, 000	500, 000
平成14年度	500, 000	500, 000

* 平成15年度に補助終了予定。

(vi) 監査の結果

補助対象事業の進捗度に応じた補助内容とすべきもの
深城ダムの建設は現在も継続している。早期完成のための予算確保及び地元生活再
建には継続した支援活動が必要との説明であるが、ダム建設の初期目的は達成している
ものと思われる。毎年度定額であり既得権化している。
公益性及び費用対効果の観点から早期に見直すべきであったものと思料される。また、
平成15年度に終期を迎えることを考へると、繰越金残高は補助金の約60%となっており、
補助金の額についても検討を要すべきものである。

(4) 大門ダム負担金起債償還利子補給金

(治水課)

(i) 補助目的

大門ダム管理用発電施設建設にあたって、峡北地域広域水道企業団が負担する起
債償還利子の補給を行い負担の軽減を図る。

(ii) 補助団体の名称及び概要

峡北地域広域水道企業団

(iii) 補助の根拠

ダムエネルギー適正利用化事業の余剰電力の取扱いに関する覚書

(iv) 補助金の性格

ダムエネルギー適正利用化事業により大門ダムの管理用発電設備を設置するにあた
り、利水者負担金の起債償還利子の補給を行うもの。
昭和63年度創設で、終期は平成20年度である。定額補助金で、消費的単独補助金
である。

(v) 補助金額

(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	678, 000	677, 664
平成13年度	678, 000	677, 664
平成14年度	678, 000	677, 664

(vi) 監査の結果

要綱を定め補助金の支給根拠を明確にすべきもの

ダムエネルギー適正利用化事業の一環として、国、県及び峡北地域広域水道企業団
(以下、企業団という。)が、大門ダム管理用発電施設を建設している。この際、治水部分
の建設費については国及び県の負担であり、利水部分については企業団の負担である。
企業団は利水者負担金について起債を行っているが、この利子補給金は、起債償還利
子の補給を行い同企業団の負担の軽減を図ることを目的としている。

上記(vi)記載の「ダムエネルギー適正利用化事業の余剰電力の取扱いに関する覚
書」は、昭和57年2月12日付け、建設省河川局開発課長と電気事業連合会業務部長が
締結した、自家発電における余剰電力について的一般的な取扱いを定めたものである。
また、「大門川総合開発事業に関する基本協定書」、「同変更協定書」、「大門ダム管
理に関する協定書」等があり、何れも施設の費用・管理負担の基本的な事項を取り決めたも
のである。
しかし、同協定書には起債償還利子補給についての記載はない。
要綱を定め、利子補給の根拠を明確にした上で助成すべきものである。

(5) 富士北麓流域下水道推進協議会補助金

(下水道課)

(i) 補助目的

推進協議会が行う関連市町村の統一的な意思決定、住民に対する流域全体としての
普及啓発活動、関連公共下水道の建設推進等の事業の推進を図る。

(ii) 補助団体の名称及び概要

富士北麓流域下水道推進協議会

(iii) 補助の根拠

流域下水道建設推進費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

運営費的授与的なもの。
創設は昭和51年度で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	760, 000	760, 000
平成13年度	760, 000	760, 000
平成14年度	760, 000	760, 000

(vi) 監査の結果

合理的な補助額算定基礎を設定すべきもの

卷之三

本事業の補助の開始時期は、昭和51年度から実施し、補助金交付要綱第3条に定める補助対象額は定額とするし、その算定基礎は、流域面積、人口等を参考にしているとしているが、明確な算定基礎とはなっていない。

補助額の算定基礎には、普及率、事業規模等を加味し、他の流域下水道推進協議会(岐東、釜無川、桂川)に対する補助との整合性のあるものとすべきである。

平成14年度推進協議会別事業推進費・補助金比較 (単位:円)				
区分	補助開始時期	事業推進費	補助金	備考
富士北麓	昭和51年度	1,245,837	760,000	
峠 東	昭和51年度	1,305,190	800,000	
釜 無 川	昭和53年度	1,197,033	720,000	
桂 川	平成 3 年度	1,193,695	500,000	

(6) 峡東流域下水道推進協議会補助金

(下水道課)

- 推進協議会が行う関連市町村の統一的な意思決定、住民に対する流域全体としての普及啓発活動、関連公共下水道の建設推進等の事業の推進を図るため

 - (ii) 補助団体の名称及び概要
岐東流域下水道推進協議会
 - (iii) 補助の根拠
流域下水道建設推進費補助金交付要綱
 - (iv) 補助金の性格

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	800,000	800,000
平成13年度	800,000	800,000
平成14年度	800,000	800,000

(7) 釜無川流域下水道推進協議会補助金

(下水道課)

- (v) 補助金額

(iv) 補助金の性格
「運営費的奨励的なもの。
創設年次は不明、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(iii) 補助の根拠
流域下水道建設推進費補助金交付要綱

(ii) 補助団体の名称及び概要
釜無川流域下水道推進協議会

(i) 推進協議会が行う開港市町村の統一的な意思決定、住民に対する流域全体としての普及啓発活動、関連公共下水道の建設推進等の事業の推進を図る。

年 度	予 算 額	交 付 確 定 額
平成12年度	720,000	720,000
平成13年度	720,000	720,000
平成14年度	720,000	720,000

(vi) 監査の結果

合理的な補助額算定基準を設定すべきもの
本事業の補助の開始時期は、昭和51年度から実施し、補助金交付要綱第3条に定める

補助対象額は定額とするし、その算定基礎は、流域面積、人口等を参考にしているといふが、明確な算定基礎とはなっていない。
補助額の算定基礎には、普及率、事業規模等を加味し、他の流域下水道推進協議会（富士北麓、釜無川、桂川）に対する補助との整合性のあるものとすべきである。

本事業の補助の開始時期は、昭和53年度から実施し、補助金交付要綱第3条に定める補助対象額は定額とするし、その算定基礎は、流域面積、人口等を参考にしていているが、明確な算定基礎とはなっていない。

補助額の算定基礎には、普及率、事業規模等を加味し、他の流域下水道推進協議会（富士北麓、峡東、桂川）に対する補助との整合性のあるものとすべきである。

参考 平成14年度推進協議会別事業推進費・補助金比較				
区 分	補助開始時期	事業推進費	補助金	(単位:円) 備 考
富士北麓	昭和51年度	1,245,837	760,000	
峠 東	昭和51年度	1,305,190	800,000	
釜 無 川	昭和53年度	1,197,033	720,000	
桂 川	平成 3 年度	1,193,695	500,000	

(8) 桂川流域下水道推進協議会補助金

(下水道課)

- (1) 補助目的

推進協議会が行う関連市町村の統一的な意思決定、住民に対する流域全体としての普及啓発活動、関連公共下水道の建設・推進等の事業の推進を図る。

(ii) 補助団体の名称及び概要

桂川流域下水道推進協議会

(iii) 補助の根拠

流域下水道建設推進費補助金交付要綱

卷之三

- (iv) 勧励的運営費の性格
(v) 補助金額

創設は平成3年度で、終期設定はない。定期補助金で、消費的単独補助金である。

年 度	予算額	交付確定額
平成12年度	500, 000	500, 000
平成13年度	500, 000	500, 000
平成14年度	500, 000	500, 000

(vi) 監査の結果

- 本事業の補助の開始時期は、平成3年度から実施し、補助金交付要綱第3条に定める補助対象額は定額とするし、その算定基礎は、流域面積、人口等を参考にしているとし
ているが、明確な算定基礎とはなっていない。

補助額の算定基礎には、普及率、事業規模等を加味し、他の流域下水道推進協議会(富士北麓、岐東、益無川)に対する補助との整合性のあるものとすべきである。

I 外部監査の概要

- ② 会計処理は適切に行われているか。
- ③ 決算書は実態を適切に表示しているか。
- ④ 保有土地の管理・処分は適切に行われているか。

第1 外部監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 252 条の 37 第 4 項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

山梨県における次の財政援助団体の経営状況及び財政状態並びに事業の運営について

- (1) 山梨県土地開発公社
- (2) 山梨県住宅供給公社
- (3) 山梨県道路公社
- (4) 倭清里の森管理公社

第3 事件を選定した理由

山梨県における財政援助団体については、平成 11 年度に包括外部監査を実施したところである。しかし、国(総務省)で検討が進められている第三セクターの見直しの動きがあること、県民の強い関心が寄せられている分野であること、また、前回の監査での指摘・意見等への対応状況を検証することで今後の団体運営に資するところ大であることからテーマとした。

監査対象としては、財政規模が大である「土地」、「住宅」、「道路」のほか、最近議論されることが多いなっている民間委託に近似する方式をとっている倭清里の森管理公社を選定した。

第4 外部監査の方法

1 監査の要点

(1) 所管部・課

- ① 出資金に関する手続きは適正に行われているか。
- ② 貸付金に関する手順は適正に行われているか。
- ③ 補助金の交付等手続きは適正に行われているか。
- ④ 債務保証に関する手続きは適正に行われているか。
- ⑤ 団体に対する指導は適時・適切に行われているか。

(2) 団体

- ① 事業運営は設立目的に沿って行われているか。

2 主な監査手続き

- (1) 概要を把握するとともに規程類の整備状況を確認した。
- (2) 規程類の運用状況を確認した。
- (3) 総勘定元帳の記帳は適切か、証拠書類等により検証した。
- (4) 決算書類の表示の妥当性を検証した。
- (5) 執行体制は万全か検証した。
- (6) 文書管理が適切か検証した。
- (7) 契約手続きは適正に行われているか検証した。

3 外部監査人・補助者

庄司 末光	小杉 重雄
久保嶋 仁	
矢野 邦夫	
小俣 光文	
加藤 隆博	
星野 正司	
梶原 稔	
小澤 勇	
佐々木 威夫	
水上 浩一	
吉澤 宏治	
清水 敏朗	

4 利害関係

外部監査の対象とした出資団体につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II 山梨県土地開発公社

用地買収交渉も含めて県又は町村から受託して公用施設用地及び公共施設用地などの取得、管理、処分を行っている。

第1 監査の概要

1 監査の範囲

平成 14 年度の事業を中心として実施した。

2 監査実施期間

平成 15 年 8 月 19 日から平成 16 年 3 月 23 日まで

第2 監査対象の概要

1 公社の設立目的

公社は、県と県内町村の公共事業用地の取得を円滑に遂行するため、昭和 43 年 1 月 15 日に「山梨県公共用地開発公社」として設立された。

その後、昭和 44 年 4 月、「山梨県開発公社」と名称を変更し、昭和 49 年には、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号。以下「公拡法」という。)の定めるところにより、組織を変更して「山梨県土地開発公社」(以下「公社」という。)となっている。

2 業務の内容

公社は、目的達成のため次の業務を行っている。

(1) 公有地取扱事業

山梨県(以下「県」という。)及び県内町村(以下「町村」という。)からの委託で公用施設用地及び公共施設用地などの取得、管理及び処分を行うとともに、これらの用地取得に伴う代替地の取得・処分を行っている。

(2) 土地造成事業

県の計画に基づき、地域中核工業団地、食品工業団地、地区拠点工業団地、頭脳立地集積団地、分譲住宅地などの造成を行っている。

(3) 付帯事業

県有地の貸付を受けて駐車場(丸の内駐車場、北口駐車場)を設置し、その管理運営を行っている。

(4) あつせん等事業

3 県との関係

(1) 出資の状況

20,000,000 円

この出資金は、基本金として金融機関に預けられ、運用利息は運営費に当てられる。

(2) 事業費の貸し付け

米倉山ニュータウン 7,000 百万円 無利子

内訳 5,000 百万円 : 県一般会計・貸付金

2,000 百万円 : 県土地開発基金貸付金
(短期 平成 13 年 4 月～)
(長期 平成 13 年 4 月～)

(3) 業務受託の内容

公有地取得

ア 公有用地取得 県・町村から公社名義での用地取得を受託している。

イ 代行用地取得

県・町村から県・町村名義での用地取得を受託している。

* 公有地取得事務の受託は、案件ごとに個別に受託契約を締結する。

委託者(県・町村)は、委託した土地を引取る際は、土地購入に要した金額+引渡しまでの間の管理費用+借入金金利+事務費で引取ることとされている。

(4) 保証等

公社は、県から委託を受けた土地取得の案件ごとに、県議会の債務負担行為議決を受けた債務保証書の提供を受け、これを金融機関に差し入れて、必要資金を借り入れて事業を行っている。

町村については、平成 13 年度までは、同様に県議会の議決及び委託町村議会の議決を受けたそれぞれの債務保証書の提供を受け、これを金融機関に差し入れて、資金を借り入れて事業を行っている。

しかし、町村については、平成 14 年度から取り扱いを変更し、町村議会の債務負担行為議決による債務保証書の提供を受け、これを金融機関に差し入れて、資金を借り入れて事業を行つ方法によっている。

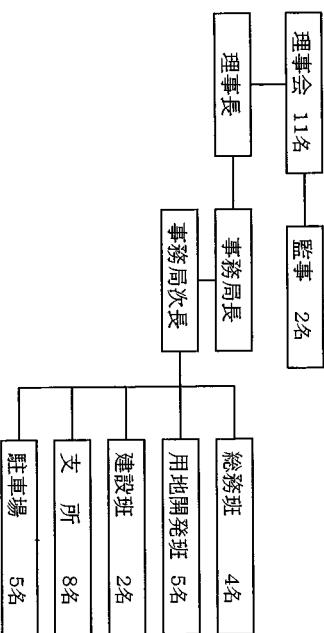
平成 14 年度末の県から受けている債務保証残は 23,131,207,676 円(内訳 県 : 16 件 22,047,583,575 円、町村 : 24 件 (13 年度以前のもの) 1,083,624,101 円)とな

つては、組織図を示す。

4. 組織

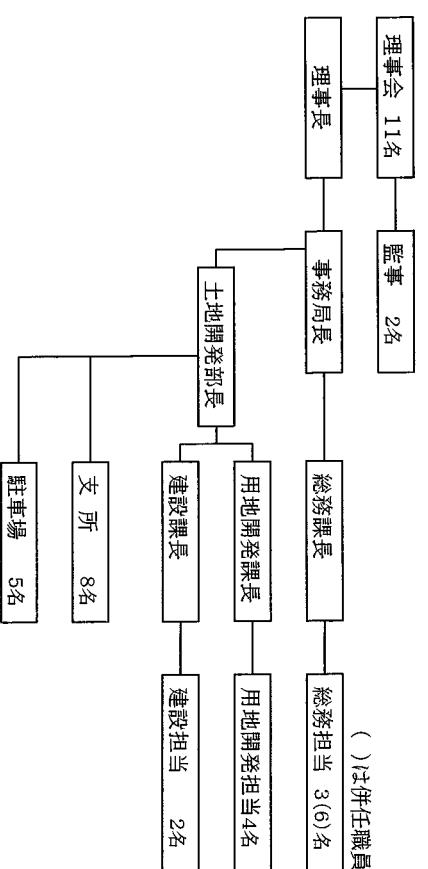
公社は、事務局を甲府市丸の内一丁目6番1号に置き、組織は次のとおりとなっている。

組織図(平成15年4月1日)



常勤役員3名は、県からの出向である。また、職員26名のうち1名が県からの出向である。
なお、職員の派遣については、平成14年度から県と派遣協定を締結し、運営費として補助金の交付(43,669千円)を受けている。

<参考> 平成15年9月1日 管理部門統合後の組織図



5. 公社の経営状況について

(1) 経営成績

<損益計算書(要約)>

(単位：千円)

科 目	平成13年度(B)	平成14年度(C)	増減(C)-(B)	増減比
事業収益				
公有地取得事業収益	3,377,881	4,863,711	1,485,830	44.0%
土地造成事業収益	1,942,063	1,582,355	-359,708	-18.5%
その他事業収益	400,963	245,420	-155,543	-38.8%
事業収益計	5,720,907	6,691,486	970,579	17.0%
事業原価				
公有地取得事業原価	3,327,155	4,821,557	1,494,402	44.9%
土地造成事業原価	1,354,346	1,564,780	210,434	15.5%
その他事業原価	273,901	172,642	-101,259	-37.0%
事業原価合計	4,955,402	6,556,979	1,603,577	32.4%
版売費及び一般管理費	21,962	57,642	35,680	162.5%
事業利益	743,543	74,865	-668,678	-89.9%
事業外収益				
事業外費用				
事業外費用	64,664	75,020	10,356	16.0%
経常利益	132,081	107,448	-24,633	-18.6%
経常損失	676,126	42,437	-633,689	-93.7%
特別利益	49,414	-49,414	-100.0%	
特別損失				
当期利益	725,540	-52,831	-778,371	-107.3%
特定期利				
特定期引当金取崩額		95,028	95,028	
特定期引当金繰入額	600,000		-600,000	-100.0%
当期利息	125,540	42,197	-83,343	-66.4%

- ① 公有地取得事業の営業概況
- ア 公有用地取得事業

平成 14 年度、県の委託により取得した土地は、県水産技術センター忍野用地 9,633.78 m²で、処分した土地は、同用地である。

また、町村の委託で取得した土地は、河口湖町役場庁舎等用地 5,157.73 m²ほか 2 件で総面積 6,311.37 m²であり、処分した土地は、河口湖町役場庁舎等用地 261.42 m²ほか 3 件で総面積 5,580.58 m²である。

平成 14 年度末、公社が保有する土地は、町村分 30,530.15 m²である。

イ 代行用地取得事業

平成 14 年度、県の委託により取得した土地は、県立博物館建設用地 65,338.50 m²ほか 3 件で総面積は 66,099.77 m²であり、処分した土地は、国道 137 号(上黒駒バイパス)用地 1,352.71 m²ほか 5 件で総面積 36,039.01 m²である。

町村の委託により取得した土地は、鶴沢町街路整備用地 338.36 m²であり、処分した土地は、河口湖町雇用促進住宅用地 226.00 m²ほか 28 件で総面積 8,247.08 m²である。

平成 14 年度末、公社が保有する土地は、県: 88,824.41 m²、町村: 30,839.69 m²である。

② 土地造成事業の営業概況

平成 14 年度末、公社が保有する土地は、完成土地が 101,264.34 m²、未成土地が 469,722.07 m²である。

平成 14 年度末で、未成土地に区分されている三珠町大塚地区拠点工業団地第 2 期(53,457 m²)及び米倉山ニュータウン(416,265.07 m²)を除いて、平均単価で簿価 22,030 円/m²、時価(平成 14 年 10 月 1 日鑑定)29,281 円/m²となっている。

ア 極形地区拠点工業団地

平成 15 年 3 月、㈱ダイヤテックに 10,438.20 m²を処分した。この処分により、本件団地の売却を完了した。

工事は、環境整備工事を実施した。

イ 三珠町大塚地区拠点工業団地

平成 14 年度は、401 m²の土地を取得了。

工事は、環境整備工事を実施した。

残区画数は、2 区画であり、現在、企業と折衝中である。

ウ 八田御動使南地区拠点工業団地

残区画数は、2 区画であり、現在、企業と折衝中である。

工事は、環境整備工事を実施した。

エ 牧丘町工業団地

残区画数は 2 区画であり、現在、企業と折衝中である。

工事は、環境整備工事を実施した。

オ 山梨ビジネスパーク

平成 14 年 7 月、㈱応微研に 9,281.80 m²を処分した。

工事は、環境整備工事を実施した。

残区画数は、1 区画であり、現在企業と折衝中である。

なお、調整池の原価については、平成 12 年度決算において原価から控除し、簿価には含まれていない。

カ 米倉山ニュータウン

平成 14 年 5 月、計画区域内の地主の要望で計画区域外の土地を代替地として 1,287 m²を処分した。

工事は、環境整備工事を実施した。

なお、支払利息の軽減を図るため、県の一般会計から 50 億円、県土地開発基

金から 20 億円、合わせて 70 億円の無利子融資を受けている。

また、民間からの借入金に対する支払利息については、原価を抑制するうえから原価算入しないこととされているため、事業外費用の支払利息で処理している。

キ 境川分譲宅地

平成 12 年 3 月、204,810 m²処分済み

ク 大月分譲宅地

平成 15 年 1 月、大月市に 5,655.16 m²、富士桜桃会に 4,804.67 m²、富士厚生会に 222.53 m²、大月市土地開発公社に 155,613.60 m²、計 166,295.96 m²を処分した。

工事は、環境整備工事を実施した。

平成 13 年 3 月に 60,224 m²を処分しているので、今回の処分と併せて 226,520 m²が処分済みとなる。残り 1,541 m²については、平成 15 年 6 月契約(大月市)で、本件土地の処分は完了することとなる。

(2) 財政状態
<貸借対照表(要約)>

(単位:千円)

科 目	平成 13 年度(B)	平成 14 年度(C)	増減(C)-(B)	増減比
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	2,063,523	1,282,356	-781,167	-37.9%
未収金	487,061	1,821,114	1,334,053	273.9%
公有用地	797,595	933,517	135,922	17.0%
代行用地	7,854,059	6,022,359	-1,831,710	-23.3%
完成土地	3,839,011	2,208,545	-1,630,466	-42.5%
未成土地	15,960,996	15,958,272	-2,724	0.0%
関連施設	5,344	54,297	48,953	916.0%
流動資産合計	31,007,599	28,280,460	-2,727,139	-8.8%
固定資産				
有形固定資産				
投資その他の資産	5,504	313,410	307,906	5,594.2%
固定資産合計	34,000	28,000	-6,000	-17.5%
資産合計	39,504	34,410	301,906	764.2%
負債の部				
流動負債				
固定負債				
長期借入金	20,467,494	18,131,207	-2,336,287	-11.4%
退職給与引当金	284,564	295,646	11,082	3.9%
固定負債合計	20,752,058	18,426,853	-2,325,205	-11.2%
災害補填引当金	1,321,000	1,321,000	0	0.0%
地価変動等調整引当金	600,000	504,971	-95,029	-15.8%
待定期引当金合計	1,921,000	1,825,971	-95,029	-4.9%
負債合計	30,719,921	28,252,491	-2,467,430	-8.0%
資本の部				
基本財産	20,000	20,000	0	0.0%
前期繰越準備金	181,642	307,182	125,540	69.1%
当期利益	125,540	42,197	-83,343	-66.4%
資本合計	327,182	369,379	42,197	12.9%
負債資本合計	31,047,103	28,621,870	-2,425,233	-7.8%

13 億円増加した。
代行用地は、県(国道 137 号用地ほか)および町村(河口湖雇用促進住宅用地ほか)への引渡して伴う処分等により 18 億円減少した。

完成土地は、櫛形地区拠点工業団地、頭脳立地集積団地、大月分譲宅地の売却等により 16 億円減少した。

有形固定資産は、付帯事業の駐車場事業に関して甲府市北口に新北口駐車場を建設したため 3 億円増加した。
長期借入金は、大月分譲宅地の処分、代行用地の売却等に伴う資金による返済により 23 億円減少している。
前回外部監査の指摘事項にもあった支払利息削減による財務体質改善のための経営努力の成果が現れているといえる。

第3 前回監査の指摘・意見等への対応

平成 13 年 3 月 23 日、県及び公社は一体となって、懸案土地の抜本的処理方針の明確化及び経営方針の見直しの 2 点を柱とした「山梨県土地開発公社経営再建計画」(以下「計画」という。)を策定し、公社の経営再建を進めてきている。
計画では、今後の経営方針「公社経営の合理化と透明化等」として「今後は、大規模な土地造成事業が見込めない一方で、多額の含み損を抱える米倉山ニュータウンを処理しなければならないことを踏まえ、個々の事業ごとの事業費用と原価の管理を明確化することとし、平成 13 年度から実施するものとする。」ほか 4 点を掲げて経営改善に取り組んできている。

土地造成事業については、大規模な工業団地造成は当面凍結、地区拠点工業団地等は依頼主との間で買取時期、買取価格等を明示した契約を取り交わしたうえで、事業展開する。また、適切な経費を算定し、適正な利益を確保する。造成方法は、企業の意向に応じ「オーダーメード方式」を導入する。
公有地取得事業については、公社が長期保有することがないよう用地の再取得時期、再取得価格の算定方法等を明確にした契約を取り交わすこととするほか、適切な経費を算定し、適正な利益を確保することとする。
借入金利息については、低利資金への借り換えを行うとともに、借入先の選定に当たつての競争性の導入等により負担軽減をしていく。また、自己資本の活用によって民間金融機関からの借入額を縮小し、利息軽減に努める。
などとして、経営改善に取り組んできている。
そうした中で、前回監査での指摘・意見への対応がどうなっているかを以下に見る。

(1) 土地造成事業のうち売却未了のもの(第3-1-(1)-1)

① 米倉山ニュータウン

簿価と実勢価格との乖離が激しい。外部への損失覚悟での売却等を含め早急に処分方針を決定されたい。

<対応>

利息軽減策として、平成13年度から、県50億円、県土地開発基金20億円の無利子融資を受けることとしたほか、駐車場(丸の内、北口)敷地の借地料(平成14年度:60,305千円)について、免除の扱いを受けている。

② 大月分譲宅地造成事業

経過年数の金利負担で近傍類地と比較して分譲価格が割高になっている。用地の転・活用について早急に検討すべきである。

<対応>

平成12年度時点では、簿価35億円に対し、実勢価格は15億円で約20億円の乖離がある。大月市及び大月・都留広域事務組合との折衝により、実勢価格で売却することとし、売却に伴う公社の損失は公社の引当金等を活用することとした。平成13年3月30日、地価変動等調整引当金(1,601,787,397円)全額の取り崩し等を活用して、土地価額を実勢価格に評価換算し、それぞれその年度において損益を計上したうえで、平成12年度及び平成15年度にかけて、大月・都留広域事務組合はか、4件1,422,478,397円で処分した。

③ 山梨ビジネスパークについて、事業収支計画上、「造成に必要な「調整池」」に簿価を付して計上しているのは適切でない。

<対応>

平成13年度から簿価への計上を取りやめた。

(2) 造成計画の策定権限と責任について、契約書等に明文化されていない。

(第3-1-(1)-3)

<対応>

新規の造成事業は凍結中で適用案件はないが、指摘の趣旨に沿った内容の手続きマニュアルの策定作業中である。

(3) 借入金利子の取得原価算入処理及び完成土地振替基準(第3-1-(1)-4)

<対応>

米倉山ニュータウン造成事業用地について、指摘の趣旨に沿って、「正常な開発期間」の見直しを行い、是正した。

(4) 公有地取得事業の中の長期未引渡し土地について(第3-2)

<対応>

平成13年3月21日、県への引渡しを完了している。

(5) 出向職員の入件費負担を明確にすべきもの(第3-3)

<対応>

平成14年4月1日、県との間で職員の派遣について協定を締結した。

(6) 用地買収手続きの整備が望まれるもの(第3-4)

<対応>

措置済み

(7) 原価計算(第3-5)

① 間接費に係る原価・販売管理費区分と各案件への配賦基準が区々どなっている。

<対応>

平成13年3月6日、「配賦基準」を策定し、平成12年度決算から、指摘の趣旨に沿った処理を行っている。

② 原価の修正が妥当性を欠くもの

<対応>

措置済み

③ 造成事業に係る資金調達方法を改善すべきもの(第3-6)

<対応>

措置済み

④ 特定引当金の計上基準・取崩基準を作成すべきもの(第3-7)

<対応>

繰り入れ等に係る処理方針・要綱等については策定作業中である。

(8) 造成残地の処分を速やかに行うべきもの(第3-8-(1))

<対応>

4画地のうち、1画地のみが処分できたが、3画地(うち1画地は一部処分)は現時点では未処分である。

(9) あつせん業務事務費の算定を的確に行うべきもの

<対応>

措置済み

(10) その他会計上改善が必要な事項

<対応>
措置済み

第4 監査の結果

(1) 造成残地の処分を速やかに行なうべきもの(再指摘)

前回監査で指摘のあった造成残地 4 画地のうち、処分が完了したものは 1 画地のみで、3 画地(うち 1 画地は 576.37 m² の一部 143.56 m² の処分)は未処分のまま残している状況にある。

一層の工夫をして処分を急ぐべきである。

(2) 保有土地の評価について検討すべきもの

土地造成事業で保有する土地は、平成 14 年度末で、完成土地が 101,264.34 m²、未成土地が 469,722.07 m² である。

このうち、未成土地の一部米倉山ニュータウン 416,265.07 m² についてみると、時価評価の作業をしていない。これは、公社経営見直しの途上にあるという事情があるにしても、重要な経営情報が欠けていることになる。

簿価が 15.2 億円を越える土地の時価評価は、今後の米倉山ニュータウンに係る対応策を検討する際の重要な情報であり、適時に時価評価を行い、今後の対応策検討の際の情報として利用できるようにしておくべきである。平成 13 年 3 月 28 日策定の「山梨県土地開発公社経営再建計画」で「簿価の半分に満たないのではないかと推測される。」とされており、その後の土地価格の推移をも考慮すると、極めて多額の含み損が発生している状況である。現行の「経理基準要綱」(自治省地域政策課長通知)は、完成土地が著しく値下がりしたときは時価評価による見直しをすることとされており、本件土地は未成土地であることから、この土地の評価はなされていない。

(3) 附帯等事業・駐車場利用券の未利用額を掌握すべきもの

公社が運営する駐車場では、利用者の便に利するため駐車サービス券(1 枚 300 円・100 円)を発行しており、周辺の商店に活用されているところである。

公社は、この駐車利用券を販売した時に売上に計上している。また、公社の駐車場管理規程第 5 条において、販売した利用券は、① 利用券が廃止されたとき、② 料金の額に変更があったとき、③ その他理事長が必要と認めたときを除き払い戻しはしないとされている。

平成 14 年度において、本条項に該当する事案が 2 件発生した。旧北口駐車場が平成 14 年 11 月をもって閉鎖され、新駐車場と料金体系が異なるため 218 千円の払い戻しが行

われた。県庁東駐車場も平成 14 年 12 月をもって閉鎖され 290 千円の払い戻しが行われ一部については新券との交換も行われた。

この利用券の管理は、新券の発行から駐車場利用による回収、再使用等が受払い簿により的確に行われているところであるが、販売された未利用券の金額が掌握されていない。本条項に該当する場合等を考慮すると毎年度末にはその金額の掌握が必要である。

(4) 事業資金活用に関する経理方法について検討すべきもの

平成 12 年 4 月 1 日策定の「事業資金活用に関する実施要領」は、公社の資金を優先的に事業費へ充当することにより、民間からの借入金に対する支払利息の軽減を図ると共に、資金を安全かつ効率的に活用することを目的としたものである。

それに基づき、公社は、内部資金を利用した事業毎に内部受取利息を計上すると共に、各事業内部支払利息を計上し、公有用地、代行用地、未成土地等に計上された内部支払利息は、当該事業年度の収益に計上され、公有用地等に構成している。

このため公有地等が販売されるまでは公社の利益が先行して過大計上となってしまう。通常このような内部取引は、公表される決算の数値として処理されるべきものではない。処理方法を是正すべきである。

なお、事業資金活用利息として公有用地、代行用地、未成土地の棚卸資産に計上されている金額は、平成 12 年度 7,248 千円 平成 13 年度 20,139 千円 平成 14 年度 24,178 千円である。

(5) 固定資産として管理すべきものが事業原価として処理されているものの減価償却資産は、費用と収益が対応するという考え方から購入時に一度に費用とされるものではなく、その使用の期間を通じて減価償却費という形で費用化していくものである。

公社の過去 3 事業年度において、下表のように資産として管理すべきものが費用として処理されている。これらは資産として計上し、耐用年数に応じた償却を行なうべきであり、また資産管理の上からも台帳を作成するなど適正な処理を行なうべきである。

(表) 資産計上すべきもの

(単位 : 円)

経費科目	取得年月日	処理すべき科目	内 容	金額
附帯事業	H13.3.30	電話加入権	支所 ISDN 構築費 72,800×3 本	218,400
原価	H13.9.28	工具器具備品	パソコン 15 台 プリンタ 2 台	2,930,200
あつせん事業	//	//	サーバ 1 台 パックアップパソコン 1 台 他	3,348,800
原価	H13.11.15	構築物	駐車場利用券案内板 4 基のうち 2 基 990,150×24	495,075
附帯事業	H14.1.15	建物	(新)北口駐車場地質調査 //	430,000
	H14.3.29	//		1,044,200
	H14.1.31	工具器具備品	コンピューターハードウェア外 整備費用	997,500
	H14.1.31	建物	丸の内駐車場管理小屋設置	225,750
	H14.7.15	構築物	上石田駐車場整備工事	840,000
	H14.8.15	//		1,539,300
	H14.9.30	工具器具備品	丸の内駐車場静止画像送信機	315,000
	H14.12.13	電信加入権	CATV 加入金	100,800
	H14.12.13	工具器具備品	北口金庫(ピタゴラス 50)	130,200
	H14.12.25	//	北口警備機設置	262,500
	H15.1.15	//	グローリーカード計数機 駐車場	315,000

なお本指摘に基づき 14,827 千円の更正の請求(還付)が平成 15 年 10 月 7 日になされ、同 12 月 25 日に還付決定の通知を受けた。

(7) 買収予定地に関する情報収集を的確に行うべきもの

平成 14 年 6 月 26 日、公社は、「警察官待機宿舎に必要な用地(都留市古川渡所在の土地(4 画地 2,145 m²))」の取得について、県と委託契約を締結している。この間、当該土地について測量ができるず、平成 15 年 2 月に用地取得を断念している。この間、当該土地について測量(577,500 円)、地質調査(3,026,100 円)等を実施したが、地権者の了解が取れなかつたものである。

用地取得についての確実な見通しを持たないまま、測量・調査等を実施したため支出した費用が生きない状態になってしまっている。
また、土地の移転を伴わない取引であるにもかかわらず、その費用を「代行用地売却収益」から控除して経理しているのは適当でない。

(8) 開発を凍結した土地の安全管理に注意すべきもの

米倉山ニュータウン(業務ブロック面積:108,000 m²)について、現場で実査したところ、シリクラインから入ってニュータウン業務ブロック中央までの通路の右側法面は、途中まではコンクリートの壁面に整備されているが、コンクリート打設のない土を切り取ったままの擁壁部分が残されている。

開発を凍結した状態となっている状況の中で、このままの状態を続けることは風雨による崩落等整形した土地の形状が崩れてしまう恐れがあり、同時に周辺に危険の及ぶ恐れもあることから、安全な管理のための方策を検討されたい。

(6) 消費税の申告に誤りがあったもの

公社は、消費税の納稅義務者であり、簡易課税業者でなく一般の課税業者である。平成 14 年度において、駐車場整備事業が行われ、北口駐車場に自走式有料立体駐車場整備工事が完成した。工事費は 280,309,000 円、事業に伴う発掘調査費が 30,116,000 円で、総額 310,425,000 円(消費税込み)が建物に計上されている。また同駐車場の案内標識設置工事の 1,585,500 円(消費税込み)が工具、器具及び備品に計上されている。この資産の取得金額は、全額課税仕入に該当する。

課税売上の消費税額から控除すべき金額は、個別対応方式(法 30②)、一括比例配分方式(法 30②二、法 30④)の 2 つの控除方式があり、公社は個別対応方式によっている。

駐車場資産の取得は、課税資産の譲渡にのみ要する課税仕入であり 14,827,396 円の控除をすべきところなされていなかった。

消費税の申告は、複雑であり注意深く処理を行う必要がある。

(9) 公共工事残土の受け入れに当たり注意すべきもの

公社は、「造成事業として、三珠大塚地区拠点工業団地(第 2 期)用地(53,457 m²)として取得した低湿地(未造成)を所有している。

現場で確認したところ、当該土地の中に重機が置かれていたので、説明を求めたところ、石和土木事務所から連絡のあった公共工事(芦安砂防工事)で発生した残土(平成 14 年度:約 6,000 m³)を受け入れているとのことであった。

しかしながら、重機を入れて作業している事業主体が誰であるかが明らかでなく、また、受け入れ土質、埋め立て工事に当たっての条件等について、県との間に協定等の文書はないとの説明である。

今後、買い受け希望者に譲り渡すことを前提に取得した土地の造成であることから、土の受け入れに当たっての条件等を書面にしておくよう处置すべきである。

(10) 駐車場敷地使用料の扱いについて協定等書面によるべきもの

公社は、米倉山ニュータウン借入金に係る利子負担対応として、引当金等による手当が困難なことから、長期借入金利子負担相当分として、県から駐車場(丸の内、北口)敷地の借地料の免除を受けている。

これは、「山梨県土地開発公社経営再建計画」(平成 13 年 3 月 23 日)の中で定められたところにより、平成 14 年度の措置として実施しているが、これに関する協定等の書面はないとの説明である。

長期的な措置として行われたものであり、公社経営建て直しの基本にも関わる事項であることから、このような内容の措置は協定等の書面によるべきであり、直ちに書面による協定すべきである。

(11) 館施等事業に係る費用の積算に当たり留意すべきもの

公社は、垂崎樹形豊富線(新山梨環状道路)等用地の事務受託事業及び鎌田川等用地の事務受託事業を実施している。

平成 14 年度は、7 名の職員を県事務所に派遣して、県職員と共同して用地取得事業に従事させ、その費用として、「山梨県土木部用地事務委託要領」(以下「要領」という。)の定めるところにより、県からの委託費の支払いを受けることになっている。

要領の定めによると、事業費 1,521,621,597 円に事務費限度率(国土交通省の限度率を準用)を乗じて得た額に委託業務比率(70%)を乗じて得た額を委託費とする旨の定めが置かれている。

平成 14 年度の事業費に事務比率を乗じて得た額(63,094,769 円)に 70% を乗じて得た額(44,166,338 円)に消費税を加算した額(46,374,654 円)が公社の受け取り額になるはずのところ、県と公社との契約上は、43,772,494 円と 2,602,160 円少ない額となっている。公社の経営状況から見て、要領に定める計算式に従った算定とすべきである。

III 山梨県住宅供給公社

第1 監査の概要

1 監査の範囲
平成 14 年度の事業を中心として実施した。

2 監査実施期間
平成 15 年 8 月 19 日から平成 16 年 3 月 23 日まで

第2 監査対象の概要

1 公社の設立目的

山梨県住宅供給公社(以下「公社」という。)は、昭和 43 年 2 月 1 日に地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号。)に基づき、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積み立て分譲等の方法により、居住環境の良好な団体住宅及びその用に供する宅地を供給し、住民の生活安定と社会福祉の増進に寄与するため、山梨県が 10,000 千円を出資して設立した特別法人である。

2 業務の内容

公社は、目的達成のため次の業務を行っている。

(1) 住宅・宅地分譲事業
双葉・響が丘での建売分譲住宅 16 戸の建設事業のほか、白根桃ノ丘団地(ほか 6 団地)での売却分譲住宅の建設事業を実施している。

(2) 住宅建設事業

双葉・響が丘での建売分譲住宅 16 戸の建設事業のほか、白根桃ノ丘団地(ほか 6 团地)での売却分譲住宅の建設事業を実施している。

(3) 宅地取得・造成事業

保有状況は、完成宅地が白根桃ノ丘団地 34,483 m²を含む 12 团地 74,542 m²であり、未造成地が双葉・響が丘(ほか 2 团地) 182,884 m²となっている。

(4) 受託事業

95 団地 7,679 戸の県営住宅の維持管理業務等を受託して実施している。

3 県との関係

(1) 出資の状況

10,000 千円

この出資金は、基本金として金融機関に預けられ、運用利息は運営費に当たられる。

(2) 事業費の貸し付け

30 億円(単年度無利子貸し付け、平成 13 年度から)

貸付金

1,182 万円(無利子貸し付け)

山宮団地開連貸付金

(3) 業務受託の内容

県営住宅の維持・管理等

(4) 補助金

山梨県住宅供給公社賃貸住宅建設資金利子補給金 439,988 円、山梨県住宅供給

公社運営費補助金 33,323,497 円の合計 33,763,485 円の補助金を受け入れている。

(5) 損失補償

県は、公社借入金について、融資金融機関との間に損失補償契約を締結している。
平成 14 年度の損失補償額は、6,323,430 千円である。

4 組織

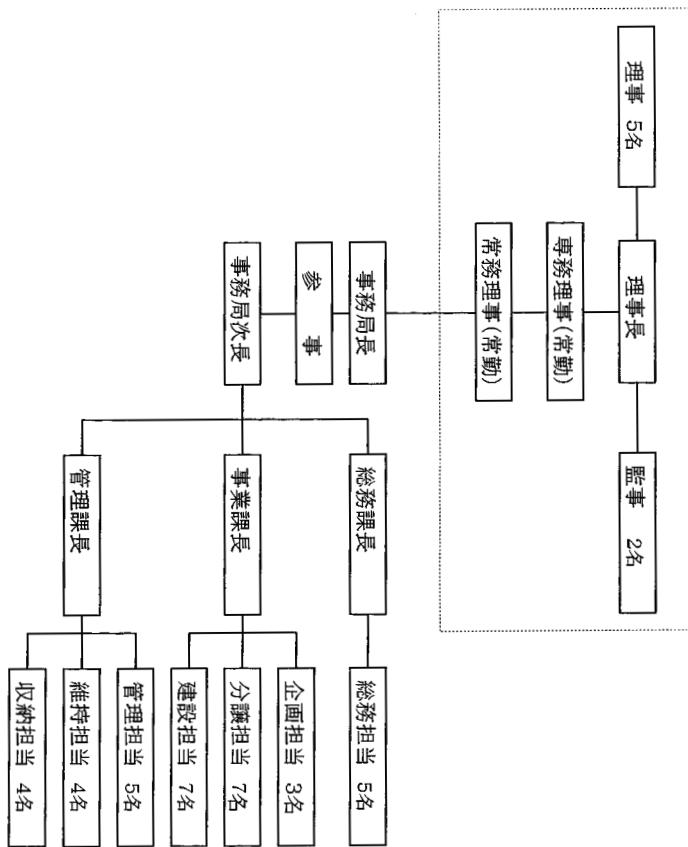
公社は、事務所を甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号に置き、役員 10 名(うち常勤 2 名)及び職員 41 名(うち県派遣職員 2 名)で、3 講構成となっている。

5 公社の経営状況について
公社は、分譲事業、賃貸管理事業及びその他事業の 3 事業に区分経理しており、平成 13 年度及び 14 年度の比較貸借対照表及び比較損益計算書を記載した。
なお、平成 14 年度において新会計基準への改正があり、兩年度の財務諸表を単純に比較できないため、平成 13 年度の損益計算書及び貸借対照表ができる限り改正後の新会計基準に組替えて検証している。

(1) 合み損

全国的に住宅公社の土地合み損の問題が取り上げられているなかで、山梨県の公社の土地合み損も、他聞にもれず 32 億円存在する。平成 14 年度末における分譲地の帳簿価額約 100 億円に対し、不動産鑑定等を加味した市場価格は約 68 億であり、公社の持つ合み損は 32 億円となる(表 1 参照)。市場価格は、帳簿価額に対し 68% の水準しかなく、最近の土地価格の推移に鑑みると回復の前途は低い。
他方、公社の剰余金は特定準備金 2.5 億円及び資本 5.9 億円の合計 8.4 億円しかなく、

組織図（平成 15 年 3 月現在）



仮に現段階で公社を清算した場合には、約 24 億の不足を生ずる。言い換えれば、実質的な債務超過 24 億円の状態となっている。

公社の借入金は、山梨県が全額損失補償しているため、この不足分については、最終的には山梨県の負担となるものである。

県では、外部の委員による検討委員会において、問題解決の方向性を模索している段階であり、分譲事業から原則として撤退し、計画的な保有資産の処分が議論されている。今後、保有資産を処分していく中で生じる損失をどのような形で補っていくのかについても明確にし、具体的な処分計画立案が望まれるところである。

(表1) 合み損の推移

区分	帳簿額 (A)	鑑定評価等の時価 (B)	合み損 (B-A=C)	評価損率 (C/A)	(単位:百万円)	
					平成13年度	平成14年度
	10,855	8,086	△2,769	-26%		
	10,067	6,822	△3,245	-32%		

また、企業会計における販売用不動産の評価減や減損会計の適用を検討し、より正確な時価に即した公社の実態を開示すべきものと思料される。

(2) 経営状況

経営状況は、平成 13 年度及び 14 年度の比較損益計算書の通りである。事業収益は平成 13 年度 39 億円から平成 14 年度 21 億円と減少した。形式的な利益である当期利益は平成 13 年度 24 百万円、平成 14 年度 46 百万円となっているものの、実質的な公社の利益を示すものは、特定準備金計上前利益(損失)であり、平成 13 年度 20 百万円の損失、平成 14 年度 175 百万円の損失を計上している状況である。

<損益計算書>

(単位:千円)

科 目	平成13年度(A)	平成14年度(B)	増減(B)-(A)	増減比
事業収益				
分譲事業収益	3,121,347	1,232,199△ 1,889,148	-153%	
賃貸管理事業収益	66,502	142,651 76,149	53%	
その他事業収益	788,284	789,596 1,311	0%	
事業収益合計	3,976,134	2,164,446△ 1,811,688	-84%	
事業原価				
分譲事業原価	3,165,937	1,427,054△ 1,738,882	-122%	

なお、各年度における 3 事業区分における比較は次の通りである。

① 分譲事業

分譲事業は、平成 14 年度において前年度から比較すると売上戸数(引渡戸数)では 44 戸減少、売上金額でも 18 億円減少している。これは、新規分譲資産の取得を済結しており、既存の在庫を販売するのみの状況が続いている等のため、販売戸数が半減するに至ったものである。また、分譲事業については、分譲売価が分譲原価を下回っており、損益としては、約 2 億円の損失を計上している。

(表2) 分譲事業の年度比較

(単位:百万円)

分譲事業	分類	平成13年度 (A)	平成14年度 (B)	増 渏 (B-A)	
				戸数	金額
収益事業	積立分譲	13	493	0	△ 13 △ 493

一般分譲宅地	34	1,209	28	990	△ 6	△ 219
定期借地権付分譲	18	381	5	102	△ 13	△ 279
分譲宅地	15	918	4	140	△ 11	△ 777
ファミリー賃貸住宅	1	120	0	0	△ 1	△ 120
計	81	3,121	37	1,232	△ 44	△ 1,889
積立分譲	13	493	0	0	△ 13	△ 493
一般分譲宅地	34	1,231	28	1,165	△ 6	△ 65
定期借地権付分譲	18	381	5	104	△ 13	△ 277
分譲宅地	15	941	4	158	△ 11	△ 783
ファミリー賃貸住宅	1	120	0	0	△ 1	△ 120
計	81	3,166	37	1,427	△ 44	△ 1,739
分譲事業損益		△ 45		△ 195		△ 150

◎2 賃貸管理事業

賃貸管理事業については、公社所有の山宮団地(152戸)の賃貸住宅事業については、安定的な入居率を維持している。賃貸施設管理事業は、響が丘の事業用借地権の賃料を平成14年度から収入計上しているものである。また、定期借地権分譲にかかる借地料も、平成13年度に響が丘で販売されたものの賃料が平成14年度に寄与増加している。

(表3) 賃貸管理事業年度比較

(表3) 貸貸管理事業年度比較
(単位:百万円)

〈比較貸借対照表〉

平成14年度の負債は、192億円で前年度に比較して3.8億円減少している。著しい増減については、次期返済長期借入金が当年度に短期的な借り入れを実行したため39億円増加し、長期借入金が39億円減少している。また、住宅地分譲事業準備金を基準の定めるところにより取り崩したため2億円減少している。

(単位:千円)

事業 分類	平成13年度		平成14年度	増減
	(A)	(B)	(B) - (A)	
事業 収益				
賃貸住宅管理事業	53	52	△ 1	
賃貸施設管理事業	0	76	76	
定期借地権分譲 管理事業	13	14	1	
計	67	143	76	△ 3
原 資 産	賃貸住宅管理事業	53	50	△ 3

1

平成14年度の資産は、平成13年度に比較して3億円減少している。著しい増減については、住宅分譲事業の売上が減少したことに伴い未収金が2億円減少している。事業用土地資産が分譲資産に振り返られたことから9億円減少している。その他固定資産は、国債を購入したため2億円増加している。

(3)

その他事業については、設計、調査業務などを中心に各年度とともに、高野吉の元上を計上しており、安定的なものとなっている。

科 目	平成13年度(A)	平成14年度(B)	増減(B)-(A)	増減比
流动資産				
現金預金	1,231,060	1,403,833	172,773	12%
未収金	393,594	148,264	△ 245,330	-165%
分譲事業資産	5,659,673	5,862,297	202,624	3%
前払金	717	736	19	3%